

平成25年 第7回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月4日（水）から20日（金）まで17日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月4日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
5日	木			
6日	金			
7日	土			
8日	日			
9日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
12日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
13日	金	民生産業委員会	10時	付託事件審査
		総務文教委員会		付託事件審査
14日	土			
15日	日			
16日	月			
17日	火	総務文教委員会	10時	付託事件審査
18日	水	決算特別委員会	10時	付託事件審査
19日	木	予 備 日		
20日	金	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成25年鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号）						
平成25年 9月 4日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成25年 9月 4日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成25年 9月 4日 午後1時28分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	13	栗田幸則		1	熊井照明	

職 務	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成25年第7回鞍手町議会定例会議事日程

9月4日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第63号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第4 議案第64号 鞍手町子ども・子育て会議条例
- 日程第5 議案第65号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第66号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第67号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第68号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第69号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第70号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第71号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第72号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第73号 平成24年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第74号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第75号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第76号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第77号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第78号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第79号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第80号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第81号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第82号 平成24年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第23 議案第83号 平成24年度鞍手町病院事業会計決算認定
- 日程第24 議案第84号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定

平成25年9月4日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成25年第7回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

（仮称）遠賀川渡河橋の整備状況につきまして行政報告をいたします。

現在、遠賀川渡河橋は、平成17年12月に福岡県と北九州市が負担区分の協定を締結し、県事業として進められ、平成20年度より本格的に着手し工事が進められております。

遠賀川渡河橋の完成により、平成23年2月に供用開始された鞍手インターチェンジ及びアクセス道路と連携した本地域の交通軸が強化され、新たな浮揚・発展の可能性が増大するものと考えられます。

また、本地域が活力ある地域づくりを推進する上で、インターチェンジや公共下水道事業などの都市基盤整備と同様に、遠賀川渡河橋整備により、新たな土地利用の展開、企業誘致、雇用の場の確保、定住促進とそれぞれのインフラが整備されることにより、相乗効果が期待でき、本地域の活性化につながると期待をしております。

しかしながら、取り付け道路部において用地の取得が難航している箇所があり、県並びに本町といたしましても地権者と、幾度となく交渉を重ねてきましたが、未だに用地取得に至っておりません。

現在、直方県土整備事務所からは、橋の供用開始を行うため、仮の取り付け道路を整備したい旨の報告を受けておりますが、現状では止むを得ない措置と判断致しております。

今後も、遠賀川渡河橋の早期完成に向けて、県と連携していくことと致しております。

以上、（仮称）遠賀川渡河橋の整備状況についての行政報告を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております平成24年度一般会計特別会計決算及び基金運用状況審査意見書の訂正及び平成24年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率報告書、教育委員長より提出されております平成24年度教育委員会点検評価の報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布しておりますので、ご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において13番議員 栗田幸

則君及び1番議員 熊井照明君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月20日までの17日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第63号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第63号について、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第63号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります水摩幸隆氏の任期が、本年10月3日をもって満了することから、同氏を再任するため議会の同意を求めるものであります。

なお、別紙で略歴書を添付していますので、ご参照ください。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第63号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第63号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第63号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第63号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に、水摩幸隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第63号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時09分

再開 13時10分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第4 議案第64号から、日程第7 議案第67号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第64号から日程第7 議案第67号までの4件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第64号は、鞍手町子ども・子育て会議条例であります。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、日程第5 議案第65号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地方税法において、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し、金融・証券税制における金融所得課税の一体化等が改正されたことに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第6 議案第66号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、国民健康保険税の所得割の算定における株式等に係る譲渡所得の申告分離課税制度が、地方税法において改正されたことに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第7 議案第67号は、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、職員が外国に出張した場合の旅費の支給基準等について規定するため、関係条文を整備するものであります。

以上が、日程第4 議案第64号から日程第7 議案第67号までの4件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第8 議案第68号から、日程第12 議案第72号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 8 議案第 6 8 号から、日程第 1 2 議案第 7 2 号までの 5 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 8 議案第 6 8 号は、平成 2 5 年度鞍手町一般会計補正予算第 3 号であります。

本補正予算は、歳入では地方交付税の普通交付税や、室木小学校の校舎火災に対する損害賠償保険金などが確定したことにより追加補正するとともに、新たな国庫補助事業の取り組みに伴い、国庫支出金などの歳入予算の追加補正を行っております。

また、歳出では、新たな農業基盤整備促進事業に取り組むための事業予算や、町が特産物の販売促進を目的に、インターネットによる通信販売事業に取り組むための関係予算を追加補正しております。

これにより、歳入歳出それぞれ 1 億 3, 2 2 6 万 9 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 8 0 億 5, 6 3 1 万円といたしました。

次に、日程第 9 議案第 6 9 号は、平成 2 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号であります。

本補正予算は、国民健康保険税本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金、前期高齢者交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 3, 3 7 3 万円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 4 億 1 8 5 万 6 千円といたしました。

次に、日程第 1 0 議案第 7 0 号は、平成 2 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算は、平成 2 4 年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 1 4 万 5 千円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 3, 9 3 8 万 3 千円としております。

次に、日程第 1 1 議案第 7 1 号は、平成 2 5 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号であります。

本補正予算は、本年度の受益者負担金調定が確定し、前年度繰越金及び消費税の追加による一般会計繰入金の追加などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 5 2 1 万 2 千円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 3, 4 7 3 万 1 千円としております。

次に、日程第 1 2 議案第 7 2 号は、平成 2 5 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算は、中山西区用地への企業誘致を促進するため、不動産取引の資格を有した者に対し、同用地の分譲を希望する企業の選定、誘致情報の提供及び誘致交渉等の業務委託が行えるようにするため関係予算を追加するものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ 3 3 7 万 7 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 3 5 2 万 3 千円としております。

以上が、日程第 8 議案第 68 号から、日程第 12 議案第 72 号までの 5 件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 13 議案第 73 号から、日程第 24 議案第 84 号までの 12 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 13 議案第 73 号から、日程第 24 議案第 84 号までの 12 件については、平成 24 年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算認定及び各公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第 13 議案第 73 号は、平成 24 年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、歳入総額 71 億 8,923 万 547 円、歳出総額 70 億 3,132 万 2,696 円、差引額 1 億 5,790 万 7,851 円、実質収支額 1 億 2,263 万 1,851 円となっております。

次に、日程第 14 議案第 74 号は、平成 24 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 20 億 6,805 万 1,453 円、歳出総額 22 億 2,682 万 5,635 円、差引額と実質収支額は、マイナス 1 億 5,877 万 4,182 円となっております。

次に、日程第 15 議案第 75 号は、平成 24 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 5,149 万 3,283 円、歳出総額 5,148 万 8,936 円、差引額と実質収支額は、4,347 円となっております。

次に、日程第 16 議案第 76 号は、平成 24 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 2 億 2,610 万 9,467 円、歳出総額 2 億 2,521 万 5,810 円、差引額と実質収支額は、89 万 3,657 円となっております。

次に、日程第 17 議案第 77 号は、平成 24 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 100 万 6,042 円、歳出総額 98 万 7,000 円、差引額と実質収支額は、1 万 9,042 円となっております。

次に、日程第 18 議案第 78 号は、平成 24 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会

計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額6億3,772万82円、歳出総額6億3,350万8,175円、差引額421万1,907円、実質収支額7万8,907円となっております。

次に、日程第19 議案第79号は、平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額540万699円、歳出総額539万6,635円、差引額と実質収支額は、4,064円となっております。

次に、日程第20 議案第80号は、平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額5,845万6,150円、歳出総額5,845万6,150円、差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第21 議案第81号は、平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額5億4,596万9,435円、歳出総額5億4,568万6,425円、差引額と実質収支額は、28万3,010円となっております。

次に、日程第22 議案第82号は、平成24年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、1,321万8,527円の赤字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、6,310万3,533円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しています。

また、損益計算においては、当年度純損失は、1,486万5,233円となります。

以上が、平成24年度鞍手町水道事業会計決算の概要であります。

次に、日程第23 議案第83号は、平成24年度鞍手町病院事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、8,305万2,655円の黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、9,542万8,273円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算においては、経常利益は、7,791万8,810円、前年度繰越利益剰余金1億185万9,244円、当年度未処分利益剰余金は、1億7,977万8,054円となっております。

なお、剰余金処分の計算案を添付しております。

以上が、平成24年度鞍手町病院事業会計決算の概要であります。

次に、日程第24 議案第84号は、平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、1,541万928円の黒字決算となっています。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、2,132万1,096円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算においては、経常利益は、1,541万928円、前年度繰越利益剰余金1億1,128万4,460円、当年度未処分利益剰余金は、1億2,669万5,388円となります。

なお、剰余金処分の計算案を添付しております。

以上が、平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算の概要であります。

以上、議案第73号から、議案第81号までの9件については、決算書に監査結果の意見書、主要施策の成果と予算執行の実績報告書を添付しております。

また、議案第82号から議案第84号までの3件については、決算書に監査結果の意見書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第13 議案第73号から日程第24 議案第84号までの12件の提案説明であります。

ご審議の上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日5日から8日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時28分

平成25年鞍手町議会第7回定例会会議録（第2号）						
平成25年 9月 9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成25年 9月 9日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成25年 9月 9日 午後4時02分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 11人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 1人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	13	栗田幸則		1	熊井照明	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	福祉人権課 福祉高齢者班 長	守田純子	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成25年第7回鞍手町議会定例会議事日程

9月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成25年9月9日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に5番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長に就任後、約6ヵ月が経過したと思っております。

本日は、町長、あなたが就任時に出された所信表明の内容について、通告書に従って一般質問を行います。

先程も申しましたが、町長が出されている所信表明は、9本の柱という項目を上げて発表されています。そのすべてについて、本来であればお伺いしたいところではございますが、時間の関係もございますので、本日はインフラ整備と地域活性化、この2点についてお伺いをいたします。

まず、インフラ整備については、雇用促進という項目の中で謳われておられます。遠賀川渡河橋の開通が待ち望まれるとあります。

ご存じのように遠賀川渡河橋は、橋自身もその開通を待ち望むかのごとく、今その姿の全貌を表しておるところであります。町民の方々の多くも、町長と同じく開通を待ち望んでいるということは疑う余地はないというふうに思っております。

強い気持ちで鞍手町のために、また多くの町民が待ち望んでいる遠賀川渡河橋の一日も早い開通に、より一層の努力を傾けて頂きたいというふうに期待をしております。

町長は、新たなインフラを活かし、私が先頭となって、積極的にトップセールスを行うということ、そしてその中に企業誘致、住宅誘致を進め、地域雇用の増大を図るというふうにおっしゃっておられます。

実際に、あなたが培ってきた経験、その中で出来た各種のルート等々をフル活用して、町長就任後、我が鞍手町をアピールされているということは存じております。しかし、残念ながら企業誘致や住宅誘致の具体的な地域というものについては、全く見えません。

これらは過去において、工業用地を開発していないことが一つの要因になっているのではないかなと理解をしています。また、本町のどの場所に工業地を、また、どの場所に住宅地をというような具体的な計画も出ておりません。

しかし、過去を批判するだけでは前に進むことは出来ません。我々、少なくとも私は未来に向かう鞍手町の姿を想像し、それに向かう努力をしたいと強く感じています。

そこで、町長が想定しておられる、それら各地域をまず教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まず、企業誘致並びに住宅誘致の場所はどの辺りかというご質問ですけれども。まず、私が考えていますのは、今回もソフトバンクの誘致を、今取りかかっていますインター周辺付近ですね。

それから今、一生懸命渡河橋のことも田中議員がおっしゃいましたように、この渡河橋に対しましても、出来るだけ早く開通出来るような動き、それも今一生懸命やっていますが、なかなか、皆さん方もご承知のように、一部の田んぼが、まだ収用が終わっておりません。ですから、その問題が一つのネックになっておりまして、これも私はいろいろな、私的にも何度も足を運び、また、県ともいろいろな協議もさせて頂いている状況であります、未だ進展が見えない状況でございます。

先日、県の方からお見え頂き、私は最後に県の方に言いました。決裁の出来る方と私と話をさせてくれと。いつも県の方から、県土整備の副所長の方がお見えになって話をするのですが、私がいろいろなことを言うのですが、持ち帰って県で相談しますとか、そういう回答しか頂いていないのです。

私はちょっと声を荒げまして、こんなことではいつまで経っても進まないではないかと。私とここで話をしたら、そこで決まるような相手に合わせてくれということをお願いして、決裁権のある方と直接話をさせてくれということも申しました。

これは先週の話ですが、県の方に持って帰るということで、私も強く、今回言いました。それが今の渡河橋の状況でございます。

それと、企業誘致、それからどの辺を開発するのかというのは、今申しましたように、鞍手インターチェンジの周辺から、今申しました渡河橋のあの産業道路から行って左に曲がってバイパスのラインですね。この沿線上というのは自ずと民間活力により、あの辺は発展して来るものと思っております。

行政といたしましては、企業さんが来られる場合に、いち早く着手出来る、そしていち早く回転出来る準備の下準備ですね、それは私が5月からいろいろなところにおいて、早急に対応出来るような施策も、指示をいたしております。これにおいては、民間活力の力を借りながら、そして民と官が一体となってその辺の部分は進めていきたいと、そのように考えております。

それからもう一点は、住宅誘致につきましてですが、これは住宅誘致というのは、民間の住宅誘致のことですね。

これも、町有地もございまして、今は正直言いまして、じゃあ住宅用地を作ったからといって、そこに住まわれるのかというところは、今のところは空き屋も増えて来ていますし、

中々その辺のところは。

例えば、大きな町有地がありますよと、住宅メーカーに打診しましても、なかなか開発しましょうかというメーカーさんが見つからないという現状もございます。ただ、それで手をこまねいていてもいけませんので、今申しました鞍手インターから渡河橋、この辺がどんどん開発されることによって、自ずとその周辺地域がまた住宅用地として発展していく、そのときに官民一体となって進めて行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

渡河橋関係を、今、町長が対応されている内容についても少しお話を頂きました。

インター周辺の地域というのは、それは誰が考えてもあの辺に企業誘致と、もしくは商店街等々というのは簡単に考え付くことだと思います。

更に町長は、先程もご回答の中に民間活力を利用してというふうにおっしゃっていました。町長ご自身も、私は経営者であるということを頻繁に使われていると。しかしながら、その経営方針、町長ご自身の経営方針という中に、人が喜ぶためだったら損をしてでも構わないと、そうしてでも進出しようというような考えは、経営者には多分ないと思います。

経営者が自ら開発をしたり、云々して資金投資をして、そこに進出をする。よほど魅力的な地域でない限りないと思いますよ。

従って、そういうところに、工業用地や住宅用地を既に開発して待つべきだと思いますが、その辺は、町長どのように思いますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃるとおりだと思います。まず、工業誘致につきましては、西区用地を5千坪準備いたしております。その部分についても、いろいろな銀行関係とか、不動産屋さんを通じましていろいろな情報を流して、ぜひ工場誘致をよろしくおねがいしますよというようなことは、いろいろ行ってはおります。一生懸命やっているのですが、いろいろな問合せはあっているのですが、まだ決まるには至っておりません。

私も、自分が事業主ではあるのですが、結局民間さんというのは、事業をする上に当たって、やはり投下資本に対してどれだけの利益が出て来るのか。それによっては、経営が出来るのか出来ないのかというのを一番にご判断されます。当然社長というのはそういうふうに判断するのです。

今、渡河橋が出来れば、現在、鞍手インターを利用されている台数というのが、当初は3千台ぐらいと聞いています。最近に至っては、もう6千台近くになって来ているということで、当初の、これは国ですか、県ですか、が試算した、インターを作るときの試算では6千台ということだったみたいであります。

ですから今現在、当初の目的を達成しつつあるのではないかと考えております。これが、いずれ渡河橋がつながり、あそこのライン上を車が通れるようになれば、おそらく私は7千台、8千台、ややもすると1万台になるのではないかと考えております。

そうなりますと、状況はおそらく一変するかと考えております。先程言いましたように、インターから渡河橋に掛けての開発が一段と加速度を増して、発展するのではないかと考えております。それプラス、なお且つ先程申しましたように、それに対する付帯する住宅が出来るのではないかと考えております。

行政としても、その辺に関しましては、鋭意インフラ整備を行いながらやって行きたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長、そのインターを中心とした地域に、そういうふうな町長の思いがあるのであれば、尚更のこと今ソフトバンクの誘致で努力をしている土地がありますね。まだ山ですよ。電気も水道も、まして周辺は農地ですよ。排水すらどのようなになるかも見えないような所を見せるよりも、きちっと開発を掛けて、それなりにきちんとしたものを用意すると。

西区用地なんてたった5千坪ですよ。企業誘致にしては非常に狭い。そういうところを虫食いの如く用意したって、何にもならないと思います。それよりも一団の土地をきちんとした地域として開発を掛ける。そういう先の思いがあるのであれば、そういうことを今後やって行けば、鞍手の発展にも加速が付くというふうに思いますが、如何お考えですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃるとおりだと思います。ただ何もやっていないわけではありません。5月には、ナフコさんの前に田んぼがあって、その後に少しした小山があるのです。そこには無縁仏やお墓がいくつかずら一とあります。お墓を扱う場合には、公示をやって1年後にしか扱えないのです。ですから私は今年の5月、3ヶ月、4ヵ月前ですか、に一応公示をやりなさいと、そうしないと企業さんが来るということで、墓所を移動となるとそれから1年掛かるから、先手を打ってやろうということで、墓所については5月に公示を行っています。ですから、来年の5月すぎから扱えるようになるかと思えます。

それとあそこに遺跡があるのではないかとということも聞いています。どうしても企業さんが来られ、開発をやっているときに遺跡が出ると、そこから何ヶ月か遺跡発掘調査のために遅れるのです。そういったこともあってはいけないということで、今月の9月議会で試し掘りの予算も計上させて頂いています。

そのような形で、今は表に立って見えないのですが、企業さん、もしくは開発の準備は着々とやっているつもりでございます。

それともう1点は、あそこを、下準備をやっていたらいいのではないかというご質問ですが、一つは、鶏が先か卵が先かではないのですが、どちらがいいのかと、どういう企業、どれぐらいの規模の企業が来るかによって、そこをどのような形で整備をやった方がいいのか、どこに排水を持って来た方がいいのかというのは、やはり企業がどれぐらいの規模の土地で、どこに建てるというのがある程度分からないと、せっかく金を使って整備しても、後から企業が来て、これでは駄目ですねというようなことになってはいけませんので、企業さんが来られる時には、直ぐに対応出来る準備は今やっておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

多少、土地に対する準備の方法として、少し考えが違うのかなと思います。

町長は一企業でその土地を賄うと。私はそうでなく、複数が入るような工業団地を準備すれば如何ですかというふうに申し上げておりますので、その辺を今後、ぜひ考慮して頂きたいと思えますし、先程申されたお墓の件については、前回、議会の方にも報告がっておりますので、その辺はこちらの方も把握をしております。

そういう土地の遺跡調査等々について、今後出来るだけ早急に、前向きに取り組んで頂きたいということを申し述べておきます。

次は住宅用地に関してですが、先程、町長は同じくインターを周辺として、バイパス沿いに云々というふうに言われました。

今、鞍手町においては、中学校が2つあったのが1つになろうとしています。中学校というのは、そもそも1つの自治体に複数あるべきだというのが、私の基本的な考えです。

ですが、今の子ども達の現状から考えて、この統合については致し方ないだろうと、この統合について云々言っているつもりは全くありません。今の現状からして、この統合は理解出来ます。

しかし、今後、町を更に発展して行くためには、やはり複数の中学校が必要だと思います。そのためには、今、閉校が決まっている鞍手南中学校、そして過去に閉校が行われた古月中学校、この鞍手には元々3つの中学校があったわけですから、これらの両校の校区内に住宅団地の誘致というのは、まず、最初にやるべきではないでしょうか。そういうことによって地域人口というものを増やすことによって、中学校が自然と設立の要件を満たせば、複数の中学校になると。その時に鞍手の人口はきちっと増えていくという形につながっていくと、私はそう考えております。

町づくりで基本的になっているのは、周辺部分から中心に向かって町を作る、これは歴史が物語っているとおりなのです。

今、町長がやろうとしているのは、町の中心を作ってしまうとされているというふうに関心取れます。ぜひ、両校の校区内に住宅団地等々の誘致を行うというふうな考えというこ

とについて、町長もう一度お答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私は鞍手のどこだから、ここだからということではなく、それは気持ち的には全部の発展を願っております。

ただ、商業地域は商業地域として集約して行っていく、住宅地域は住宅地域として整備していくという、逆に1つのコンセプトをもってやろうかと、私はそのように思っております。

今後とも田中議員の意見を拝聴しながら、鋭意進めて行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

室木から西川に至るまで、いわゆる新北の五差路に至るまで。それから古月方面というところについては、非常に僕は住宅誘致、もしくは住宅団地を開発するゆとりはあると思います。各区の区有地に相談を持ちかけるとか、町有地を利用するとか、それに適した民地を、ご相談をして行きながらやっていくというような形で、やはり中心部よりも、まず周辺部分に住宅団地を作っていく。

商業地域を中心街に作っていくというのが、町づくりで必要になってくるのではないかなというふうに思います。

その住宅団地の作り方にしても、先程町長がおっしゃいましたように、土地をメーカーの方に買い上げて頂いてやるというのも1つでしょうし、町が準備した土地に対して、町内にハウスメーカー数社ありますね。町内には建築業者もかなりおられると思います。

そういう方々にモデルハウスを建てて頂いて、きちっと営業をして頂く。そういうことによって、いわゆる一団のモデル住宅、ここに行けば鞍手のモデル住宅が見られるというようなハウジングパーク等々を用意するというのも一つの案ではないでしょうか。

その事業に参加されている企業の、もしくは業者に契約をした場合は、これは町長も不動産を扱っているのご存じのとおり、建築条件付きという土地の売り方もあるわけです。安い値段で土地を売って、建築条件付きでやると。

建築した企業は当然収入があるので、ここから鞍手に税金を落として頂くというようなやりかたが必要になってくる。家が建てば30年近く住んで頂く訳ですから、当初の土地代金などは多少お安く提供しても、僕は一向に構わないというふうに考えます。

それ以外の、どうしてもこの業者の家を建てたいとなれば、それなりの土地の値段で売ればいいというような、土地の価格にも価格差を付けてやるというような形もどれもわけですので、ぜひそういう手法をご検討頂きたいと思いますが、町長もう一度お答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当におっしゃるとおりだと思います。ただ、やらないとかということではないのです。今、正直言いまして、企画財政、そして建設課もそうですけれども、いろいろな部署におきまして、かなりいろいろなことの取り組みをやっているのです。

後で岡崎議員の中でも、3番の質問で課室の分掌ということが問われていますけれども、現在いろいろな取り組みをやっています、正直言いまして、ちょっと私が見る限り人員的にも、ちょっときついかないという感じがいたしております。

本当に、私としては田中議員もおっしゃるように、住宅遊休地の開発なりもやりたいのですが、ちょっと手が足りないのと、いろいろなことに取り組んで忙しいというのもありまして、前の町長、前々の町長から、行革で人員減らしをずっとされてこられています。

急に私があれば、これもするということでやり出したものですから、正直担当課の方も、今あつぱあつぱ状態で、今そういったことも、いろいろなこともひっくるめて見直しを掛けておるような状況でございます。

当然、田中議員がおっしゃっているようなことも頭の中にはありますので、今後努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長、はっきり言えばいいではないですか、過去の行革は間違っていたと。そうでしょうが、人員減らしだけで走ったから今のような状況になって、やろうとしたら人員が足りない、マンパワーが足りない、そういうことでしょうか。マンパワーを増やせばいいではないですか。

町長、そう思いませんか。全く質問と離れますから、行革云々というのにはこれ以上にも言えませんし、町長からの答えも求めませんけれども、町長がそう思われているのであれば、そういうふうな行動をまずしたらいいではないですか。私はそう思いますよ。

着手したいことが出来ないような人員しかいないのであれば、それなりに増やしていく、これは当然のことでしょうが。そして町民サービスを向上させて町を発展させていく、待ったなしですよ。インターは出来、橋は架かるのに。

この地域はドーナツ現象の穴ポコみたいな状態になっているのです。それをきちっと把握して頂いて、今後の町づくりの方針として、その考えの中心に置いて頂きたいと思えます。

質問を続けます。

住宅誘致に関しては、まず民間云々というのもありますけれども、僕は、次の公共住宅の関係ですが、これもぜひ取り組んで頂きたい。

町長は所信表明にしろ、選挙のときのリーフレットにしろ、公共住宅の云々というのには一切触れておられません。今、鞍手の町営住宅などは、お引っ越しされたら全部取り壊すという方向であります。

私の友人等々についても、町営住宅に住みたいので、どこかないでしょうかという形で相談を受けました。遠賀町の方に町営住宅がありましたので、そちらの方に引っ越しましたよ。

お知り合いの方から、息子さんが住宅を建てたいと、良い土地がないからといって直方の方に家を建てられましたよ。そういうふうに人口が減る方向、減る方向になっているのです。

過疎地域で非常に問題で悩んでおられた自治体が、町営住宅を建てられた。そこには条件を付けられたと。住民の方が住むのではなく、募集人員の大半を町外の方に限定した。それも若い方。そういうふうに募集をして、今、満室に近い状態になっている。地域の人はなにをしたか、地域の方々がその方々の子どもの面倒を見たり、いろいろな、草むしりやなんやかんや、そういう形でコミュニケーションを取っておられる、そういう自治体があると聞いています。そういう成功例だってあるのです。

八尋の県営住宅の周辺というのは、非常に子どもの声が響いています。実際に若い方々が住んでおられる。鞍手町から見たら住んでおられるのではなく、住んで頂いているのです。

それぐらいの気持ちで公営住宅、いわゆる県営にしる、町営にしる、やはりしっかりと準備しておく、そこに若い方々に住んで頂く。

そして高齢化の進んだ町の1つの打開点をそこに求めていく。こういう方向性というのは、僕は必要だと思います。

町長、公共住宅の在り方、もしくはそういう考え方について、町長のお考えを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町の人口が減少している中、1つは人口の動態や需要等の検討を十分に、もう一度精査するべきではないかなと、私はそのように思っております。

もう1点は公営住宅なのですが、要は公営住宅の目的は一体何なのかということの原点に戻りまして考えております。公営住宅の目的というのは、低所得者、もしくは家がない生活困苦者の方達のために、住まいを手当するというのが基本的な目的でございます。

この目的を達成するためのプロセスですね。手順、道、いろいろな方法、やり方、プロセスがございます。これにおいて、最も財政負担の少ないやり方は一体なんだろうかと。目的を達成するという点においては、田中議員も私もおそらく一緒だと思います。

ただ、そのやり方ですね。こういう真っ直ぐのやり方がいいのか、こんなやり方がいいのかというプロセスに関して、今いろいろ検討を行っております。

これはどういうことかと申しますと、町営住宅を作りますと、老朽化するとその補修工事、いろいろなものに対して莫大な費用が掛かっています。それに対して、本人負担、受益者負担というのは何百円とか、かなり低い状況下でございます。単純に計算しますと、これは本当にずっと赤字になっているのです。

だからといって公営住宅を、先程言いましたように、目的をどのようにすれば達成出来る

のかということではありますが、要は、町がものを持つのでなく、例えば民間のアパート等に、生活困苦者の方にお入り頂いて、逆にその方達に対して所得状況に応じて、福祉として手当てを出すというやり方も1つの手であります。

どちらの方が長い目で見て、皆様方の税金を少しでも少なく済むかということも念頭に入れながら、今検討中でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

いろいろなやり方があるとは思いますが、やはり町として町営住宅の整備、そして折角作って頂いている県営住宅の更なる拡充、それから法律的にこれは難しいかも知れませんが、URの誘致等々についても、しっかりと検討して努力をして頂きたいと思っております。この件につきましては、以上申し添えて次の質問に移ります。

猿田峠についてですが、所信表明の中では謳われておりませんが、町長の選挙のときに猿田峠の整備という項目を掲げておられました。その整備方針、整備の目的等々についてお伺いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、猿田峠の整備に係わる動きですけれども、平成21年4月に直方市、そして宗像市、本町の2市1町で主要地方道直方・宗像線道路整備促進協議会を立ち上げていると聞いております。その後、あまり動きがなかったのですが、私が就任いたしましてからのことをちょっとお話申し上げたいと思います。

25年5月21日、宗像市役所において、直方、宗像、そして、うちの首長及び県議会議員の4人と、福岡県の県土整備部部長への要望内容及び今年度の事業計画について協議を行っております。

同年7月9日、宗像市長が鞍手町役場にお越し頂きました。猿田峠について宗像市長と2人で協議もさせて頂きました。協議内容といたしましては、宗像直方線をきちっと整備をやるとうと、これにもっと力を入れようということの申し合わせを行いました。

8月6日、福岡県議会議会棟において、やはり直方、宗像、それと本町の首長及び県議の4人と福岡県土整備部部長への要望内容について協議を行いました。同日、主要地方道直方宗像線の整備促進要望を、県土整備部部長に対して要望を行っております。

猿田峠におきましては、一番登り詰めたところですか、あそこがもの凄く昼間でも暗いし、夜はあの辺は女性ドライバーが一人で運転するのが怖いぐらいのところでもございます。一番頂上の辺りをもう少し開くような、光が入って来るような形にして、少し削り落として交通がしやすいような格好にしたいと、そういうことも話しています。

それと歩道の整備といったことも検討課題に入れております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

猿田峠というのは、宗像方面もしくは3号線方面の利用者が鞍手インターを利用される。その主要幹線になるというのは、これは歴然ですよ。

冬にはご存じのように、少しの積雪で直ぐ車の通行が不可能になってしまう。

今、町長が言われた頂上付近の云々というのがありますけれども、あれは頂上が暗いのでなくて、その手前、鞍手側から行ったときの勾配と、宗像側に下りるときの勾配が違いすぎて、鞍手側に下りて来るときに勾配がきついがために非常に危ない、交通の難所である。直ぐコーナーでしょうが。その辺のコーナーのところの勾配の関係があって、非常に走行が難しいのです。

従って、今、上の方を削って云々と言われましたが、少し削るのでなく、大幅に削るなり、思い切ってトンネルで抜くなり、そういうふうな形で大きく変更しないと、猿田峠の整備というのはちょっとただけでは、結果は変わらないですよ、あの辺は霧も深いし。

町長、夜走って、いろいろな人から話を聞いて、どうしたらいいのか、自分自身も走ってみて下さい。でない実感出来ないと思います。

1つは、町長が先程おっしゃっていた遠賀川渡河橋、鞍手インター、これを生かす方法として猿田峠の整備というのは必要不可欠だと思います。

しかし、この地域の産業の中心は、町長どこですか、トヨタでしょうが。トヨタに向けて大きな、風通しの良い道が鞍手にはないのです。もっともネックとなっている峠は猿田でなくて泉水峠ですよ。

コーナーを切る毎に勾配が変わっていく、頂上付近の勾配はかなりですよ。あそこは道も狭いし、大型車が通るはずがないのです。まず、そこも整備の対象とすべきであるし、あの峠があるからトヨタに向けての利用台数が増えないのです。だからみんな若宮インターからの利用車になっている。

しかし北九州と折角つながるのでしたら、あの橋を生かすには猿田峠を抜くしかないのです。町長、そう思いませんか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、おっしゃるとおりだと思います。ただ、田中議員もご承知のように、県も国もなかなか財政的に厳しいような状況で、猿田峠においてはトンネルするのが、私も一番良いかと思います。これは要望として今後の検討課題として上げていきたいと思っております。

それと、今言われました泉水峠、トヨタにつながる道ということ、これも、私が議会におるときでしたから、もう13～4年前ですか、トライアングル計画というのがありまして、

小嶺インターから若宮インターチェンジまでの路線をつくるということで、おそらく本町も都市計画の道路整備の図面は出来ているかと思えます。

これも、県と先日お話をさせて頂きましたが、なかなかやはり財源の関係上、その都市計画道路が出来るのは、私が死んだ後ぐらいではないだろうかと笑って話したのですが、そういうふうな状況下でございます。

今おっしゃいましたように、とって手をこまねいていてもいけませんので、泉水峠にいたしましては、本当に急勾配で曲がっていますので、その辺のところはカーブの少ない、そしてもう少し上を削って、通りよい、見通しのよい道路にしていけないと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長、まず北九州とトヨタを結ぶ。そして3号線と鞍手を結ぶ。そして、それらと鞍手インターを結んでいく。それらからの道に対して、鞍手インターには極力短距離で結ぶような道。鞍手の白い地図を机の上に出して、現状を考えずに、どこにどういう道を作ったら一番理想的なのかというような青写真から作っていったらいかがですか。

道路整備などは時間も掛かるし費用もかかる。特に鞍手町などは自分のところだけで絶対に出来るような問題ではないと思っています。ですが、町長こういうときに、過去の町長のようにお金がないとか、経費が掛かりますとかというような答えだけは止めて下さい。

こっちだって真剣に言っているのですから。町長が今後どのように取り組むか、それを聞きたいのです。ぜひお願いしますよ。町長もう一度お答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私は一生懸命やっておるつもりでございます。いろいろな陳情、そして、県に対して予算取りの関係、今本当に一生懸命やっています。

ただ、私ならせてもらって8ヵ月弱でございます。本当に一生懸命動いてはおるのですが、まだまだ表だって結果が出ていないというのは否めないと思いますが、今、田中議員がおっしゃいましたような青写真をして、道路整備等をもう一度ゼロベースで考えたらどうかというご質問ですが、出来ればそういう形で、鋭意努力して行きたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

多少言葉遣いが荒くなったこととお詫びいたしますが、町長が努力をされていないと言っているのではないのです。努力されているのは、ひしひしと感じております。

町長、なったばかりだから云々ではないのですよ、なったばかりだからこそいろいろな無理難題を県、国等に言って頂いて、何とか鞍手町に国の目を向けて頂きたいと、そのように思います。ぜひそういうふうな活動も今後続けていって頂きたいと思いますし、先程も言いましたように、道路整備は時間と金が掛かるわけですよ。町長も先程の答えの中に、私が死んだ後ぐらいしか開通にならないかも知れないとおっしゃいましたが、それは私だって同じですよ。だけど、そういう町を子ども達や孫達に残したいがために、今、こうして活動しているわけですから、その辺に向かって、きちっと目標を持って、この町を誇れるようなものを残していく、それでいいのではないですか。そういう着手というのは一日も早くやっていくということをお心掛けて頂きたいと思います。

最後になりますが地域活性化、町長はこの言葉もよく使われていますね。非常によく使われていると思います。

しかしながら、地域活性化という言葉、この言葉自身というのは、いろいろな書籍や、いろいろな評論家が、いろいろな方向性を見て使っています。解説もたくさんあります。

どれが本当の地域活性化とっていいのかと迷うぐらいの数があるわけですよ。その中で町長はフェイスブックやインターネットを利用した仮想空間における新たな取り組み、これは非常に積極的に行っておられる。さすがに我々と同世代の新しい、若い町長が就任したことによって、そういう方向の取り組みがなされているというふうに評価をしております。ただ、実空間ではどのように地域を活性化させたいのかというのが、町長の方針、言葉等々から全く見えません。

従って、その実空間における地域活性化の取り組みについて、町長の考えを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、仮想空間というのは、おそらくフェイスブックとか、そういうコンピューター上のバーチャルのことをおっしゃっているかと思いますが。

フェイスブックを通じては、今、FB良品事業を立ち上げようとしています。これは仮想ということだけでなく、田中議員の次の質問にあります実空間というのも兼ねあっているのですね。やっていることは至極アナログ的なことなのです。

要は、注文が来て、それを例えばぶどうならぶどうを、宅急便の方が取りに来られて、それを日本全国、もしくはシンガポールから通じて世界各国にという、そういった経路になるわけでありませけれども、これも実空間、地域活性化の一翼を担っているのではないかなと、そのように思っております。

もう一点は、観光、町づくりの取り組みということで、1回目は7月18日に宮若市で観光町づくりの講演会等を行っております。

2回目、8月5日小竹町で各団体の事例発表等も行っております。第3回目は、鞍手町の中央公民館で町づくりの講演会、それからグループのディスカッション等もやらせて頂いて

おります。

これは何を目的とするのかと申しますと、言うなれば、宮若市、そして小竹町、鞍手町の旧鞍手郡の広域で、みんなで連携を取りながら観光産業を進めて行こうではないかと。要は宮若に来られたら鞍手町にも入って来て頂いて、そこで例えば長谷観音を見に行行って貰うとか、夏においては姫蛸を見に行行ってもらうとか、そういったことを通じて鞍手町を知って頂き、そこで出来れば、よしんばお金を落として頂きたいという施策も取り組んでいる状況でございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうすると、町長の目指しているところの地域活性化というのは、そういうイベント等々を通じて外の方に来て頂くと。町外の多くの方に来て頂いて、鞍手町をアピールして、そこでなにがしかのお金を落としていってもらって、という方向性だよということだと思います。

しかし、鞍手にもたくさんの歴史遺産等々もありますし、それらが分かりやすいように、ここでまた道の問題になるわけですよ。

分かりやすい道、標識の整備、広い道も必要になって来る。博物館の展示品の中には、日本で数点しか出ていないような銀のカップ飾り等々もあるわけです。そういうのをインターネットを通じて、今アピールしていると言われますが、インターネットイコール若い人達というのは、高齢者の方々の大半の考えですよ。鞍手町を見回してみると、大半の方が高齢者です。高齢者の方が、自分が好きな時間に外出も出来ない、行きたいところに、安全に安心して出かけることが出来ない、今ここはそういう町なのです。

何人の方がお買い物に行きたいけれども、買い物難民というふうな状況になっている。どういうふうに思いますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

買い物難民、そうだと思います。昔はお店に足を運んで頂いて、商品を買って頂いて、お帰り頂くというのが、20数年前、最近では10数年前まではそうでした。

ところが、急激に、21世紀になりまして逆にお店側が注文を受けて、おじいちゃんや、おばあちゃんのところに持って行くというような産業が著しく伸びていると聞いています。

今、田中議員がおっしゃったように、おそらく買い物難民の方達が電話や、もしくはインターネットを通じて注文を出されて、そしてお店がそれを配達するというような状況下になってきているのも事実でございます。

ですから、買い物難民、これはいろいろに商店の皆さん、コンビニの皆さん方もしかりですが、そういったところで、民と官がしっかりと話をやりながら買い物難民をなくしていく方向に進めて行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長は老若男女、全ての人が笑顔で暮らせる町、魅力ある住みたい町というのをキャッチフレーズにされておられます、今期4年間は。

その中で地域住民が安全に、容易に目的地に行けない。それを改善するために、今、地域公共交通を充実させようとして、担当者の方は非常に努力されている、それは分かります。

ですが、それだけではルートの変数、ルート等々のきめ細かな、本当におじいちゃん、おばあちゃん達が動けなくて、家に引きこもりのおじいちゃん、おばあちゃん達が数多くいらっしゃいます。

こういう方々を何としてでも外に出さなければいけないし、町長が今言ったような宅配サービス等々が充実しているなんてことは、私も承知しています。だけど高齢者の方々はどう思われているかというのは、実際に買い物に行って、商品を見ながら買物をしたいとおっしゃっているのです。AとBを買って来てくれではないのです。結果的にはAとBを買うかもしれないけれども、その間にC、D、Eを見たいと、そして自分の手で商品見て選びたいと、同じAを買うにしても。そういうふうな形で買物をしたいという気持ちがあるわけです。

民間活力を云々と言っているのですでしたら、まず、そういう商店もしくは企業等々に、お店に来て頂けるように、送迎の方法を検討したらどうですか。

勿論、鞍手町内の業者だけにこだわらなくてはいけないかもしれませんが、実際に鞍手町にお住まいの方は、周辺の店舗にもお買い物に実際行っているわけです。そこにも行きたいとおっしゃっています。そこに対しての送迎も出して頂ければどうですか。

それに対して、町がどういう形でその事業に参加出来るのか、そういうのをまず検討して頂きたいと思います。

鹿児島の方では、郊外店舗が送迎をして、お客様をお迎えに行き、そこでお買い物をして頂いて、ある金額以上だったら無料で送り返すというようなことを店舗がやっていますよ、あなたが言う民間が。

民間活力云々と言うのですでしたら、もっと積極的に民間に働きかけてやっていく。そして高齢者の方が自由に外に出られる、そういう町、これが地域活性化につながっていくと思います。

元気な高齢者の住む町が、一番目指すことは地域活性化ではないですか。外部の方に来て頂く云々というのは、観光資源をきちっと整備し直しての話です。

今の博物館にしる、あの程度の規模、あの程度展示の内容では人は来ませんよ。ですから、もっと違う方向で、まず、地域住民が実感出来るような地域活性化の方向性、これをきちっと打ち出すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃるとおりだと思います。今、現在のすまいるバスの見直しを行っております。今、田中議員がおっしゃいましたようなことは、今後参考にいたしまして、やっていきたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

ぜひ、周辺スーパー、鞍手町内のスーパー等々、いろいろな店舗があります。そういうところからの送迎をして、ぜひ時間を決めてやって頂きたいと思います。

それから、出張販売云々というの、いくつかの取り組みをされている自治体もありますけれども、そこは1台が3ヶ所も4ヶ所も回るということで、2番目、3番目になると商品が足りないという苦情が出ているということを知っていますので、そういうことにきちっと目と耳を向けて、今後どのような形で、最も活力のある、お年寄りが住んで便利が良い町というのになっていくように、ぜひ取り組んで頂きたいと思います。

最終的に高齢者も住みにくい、若い人も住めないような町になってしまったのでは目も当てられませんので、ぜひ、まず、高齢者の買い物難民の方々がきちっと、自分の目で買い物に行ける、そうすることによって外出の機会が増える。そうしたら高齢者の方々も、足腰の弱るのが遅くなっていくと。医療費の削減等々にもつながっていくのではないですか。

そういう広い目で、地域活性化を目指して頂きたいと思いますが。

最後に町長、もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。重々検討いたしまして取り組んで行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

ぜひ前向きな形で、地域住民が実感出来る、仮想空間に頼らない、そういう地域活性化に向けた努力をして頂きたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、11番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして、3点について質問します。

最初に、消費税増税についてです。安倍政権がアベノミクスとしている3本の矢は、賃上げによるデフレ不況打開とは正反対に、国民の所得と消費を減らし、国民生活と日本経済に混乱と新たな危機をもたらす大変危険なものです。

私達、日本共産党は、消費税に頼らず、社会保障の充実と財政再建の提言を發表しています。さらに、消費税増税は国民の暮らしに大打撃を与えるだけではなく、自治体にも多大な影響をもたらすと思います。その影響額について答弁を求めます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

各会計に対する影響額につきましては、データの的なものでありますので、総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

平成24年度の決算額をベースとして試算をいたしております。

消費税率が8%だった場合の影響額、一般会計で、歳入で3,884万7千円増、歳出で4,288万4千円の増、国保会計では歳入歳出とも55万8千円の増。

かんがいの特別会計では、歳入では影響ありませんけれど、歳出で93万9千円の増、後期高齢者医療の特別会計では、歳入歳出とも5千円の増、住宅新築資金については影響はありません。

公共下水道の特別会計では、歳入歳出とも998万4千円の増、谷山水利の特別会計では、歳入は影響ありませんけれども、歳出で4万円の増となります。

西区用地の特別会計では、歳入歳出とも167万円の増、泉水改良住宅の関係の特別会計では、歳入では影響ありませんが歳出で130万円の増となります。一般会計と特別会計の影響合計は、歳入で5,106万4千円、歳出で5,738万円となります。

また、消費税が10%となった場合の影響額についてですが、一般会計では歳入で6,584万1千円の増、歳出で7,147万4千円増となります。

後、特別会計の影響額につきましては、8%の場合と影響する部分は同じですので、特別会計全体の合計で申し上げますと2,036万2千円の増、これは歳入です。それと歳出が2,415万8千円の増となりまして、一般会計と特別会計の影響額合計は歳入で8,620万3千円増、歳出で9,563万2千円増となります。

また、水道事業会計では、消費税率が8%の場合、これも平成24年度の決算額をベースでしていますが、収入で819万2千円の増、支出で720万5千円の増。

また10%だった場合の影響額は、収入で1,365万3千円の増、支出で1,200万8千円の増となります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一般会計と特別会計の影響額をおっしゃって頂いたのですが、その他にも公共料金等で、例えば給食費だとか、いろいろな面で影響が出てくるというふうに思います。

続いて、住民負担の影響についてはどういうふうになっているのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

公共料金の住民負担への影響につきまして、これもデータの的なものになりますので、総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

町の事業に係る公共料金で申し上げますと、水道料金と下水道使用料金の合計の影響というものを試算しています。

世帯の平均水量を月当たり20立方メートルと仮定した場合ですけれども、消費税率が8%の場合、月額で160円の増、年間で1,920円の増となります。

また10%だった場合は、月額で270円の増、年間で3,240円の増となります。

また、ゴミ袋の購入に掛かる影響額、世帯のゴミ袋の使用というのは、いろいろ差があるとは思いますが、可燃のゴミ袋、月当たり4枚、大体1週間に1枚ぐらい使ったと。不燃の0.25枚、4ヵ月で1枚というように仮定した場合、8%の場合で月に10円、年間で122円の増となります。また10%の場合は月額で17円、年間で204円の増となります。

それから給食費の関係で先程ありましたが、24年度の決算の状況から8%と10%に当てはめております。その場合に、支出で8%だった場合203万円増となります。また、10%の場合は338万3千円の増となります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

特に一般会計に影響するのですが、経済状況が落ち込まない、今の状況で行った場合の試算ですね。24年度の決算ベースでいくわけですから。それが大前提での計算ですので、これがそのまま数字が当てはまるというわけにはならないと思います。

逆に歳入の方が減って、歳出の方が増えるという影響の方が強いと考えられるのです。そうすれば他の会計にも影響を与えることとなります。これは本当に自治体にとっても、相当な痛手になると思います。

住民も勿論、公共料金以外にも消費で使うものは全部、8%なり10%なり掛かって来るわけで、本当にこの消費税というのは悪質極まりないと私は思うのです。

ちょっと前に戻るのですが、今、町立病院がくらで病院になって、独法に変わりましたけれども、この病院等は特に消費税を加算出来ないわけですが、診療報酬が上がらない限り。その分を上乗せするという診療報酬が上がらない限り、病院代に掛ける1.05とか、1.08にするわけにはいかないわけで、そのまま即、支出の方に負担が重くなっていくという形になって来るので、独法になったとはいえ、やっぱり公共の病院ですから、そこもやっぱり見ていかないといけないというふうに思うわけです。

これを考えたら消費税は、今のままで考えると消費が、経済が落ち込まないということは、逆に考えにくい、今までの経験からしても消費税が上がれば必ず経済は落ち込む、そうすれば自治体も住民もみんなが苦しむことになる。

この消費税は、所得が上がってから考えるのはまだいいのですが、所得も上がらないうちに先に税金だけ、経済が上向きになっているという安易な予測だけして、実感は誰も持っていないと。こういったものについては、やはり町長としても消費税増税の撤回は求めていて頂きたいというふうに思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおり、出来れば消費増税しないのが一番いいかと思います。ただ、今の国の状況を見ますと、歳入においては純の税収入が46.5%ぐらいで、借金もしくは国有地等の売却益、借金を除いた一時利益、売却益を足しますと53.5%と、歳入の半分以上が借金で賄っているというような状況下でございます。

いつかは、これは何らかの形で税は上げなければいけないのではないかなど、私はそう思うのですが、ただその上げる、今議員がおっしゃった時期ですね、時期においては、このまま借金を続けていくのがいいのか、いって国が破綻寸前にまでなるのがいいのか、もしくは今回は上げさせて頂いて、これは私が決めるわけではないのですが、国会で決まるわけですが、消費税が上がってやるのがいいのかというのは、正直言わせて私もここで悩ましいところではございます。

ただ、町村会でもこういった勉強会を行っております。そして実施方法や消費増税の実施時期については、適正な判断を求めて国に要望なりを、町村会を通じて今後行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

町長と消費税の論議をするつもりはありませんけれども、全く逆の考え方ですので。消費税を上げないと国の借金が保たないとか、財政が保たないとかという考えは、私は全然持つ

ていないし、逆に、先程も言いましたが、消費税に頼らないで社会保障も充実させて、財政再建を求めるといふ政策も私達は出していますから、消費税ほど本当に庶民に負担が重く、そして大企業には軽くという制度はないと思います。

まして町長は国会議員でもなければ、町民の代表であり、鞍手町の代表であるわけですから、消費税が上がることによって自治体がこんなに困窮する。そして鞍手町民がこんなに困窮するということからいえば、その立場に立って国に増税の撤回を求めて頂きたいということです。もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ただ消費税が上がりますと、今度は地方に対するその分の配分というか、交付金も多少あがるのです。ですから、その使い勝手もあるということ、それと消費税は財源をいかにどのように上手く使うかということもしかりなのですけれども、要は、少子高齢化が進む中において社会保障制度の安定的な運営のための財源確保は、私は不可欠ではないかなと思っております。

今の財政状況ではなかなか厳しいところもありますが、消費税が上がることによって、1つは地方にも、鞍手町にも恩恵があるというところもございます。その辺のところもご理解して頂ければと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

消費税を社会保障にと言われましたが、今まで消費税は社会保障にどのくらい使われて来たのですか。ほとんど使われていないですよ。その分、大企業の減税に使われているのですよ。上がった分、全部消費税の分は大企業の減税に使われているわけで、また地方にいくらかの恩恵があるといっても、これは自治体に与える影響と町民、国民に与える影響の方が大きなものでありますので、もうくどくど言いませんが、ぜひ、町長としては撤回を求めるべきだということを申し上げておきたいと思っております。

次に、税金、公共料金の決め方についてお尋ねします。

まず、住民の所得と、それに対する税金、公共料金の額と率について、どのように推移しているのかお答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これも実態把握状況につきましては、総務課長より答弁をさせます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

住民の実態については、具体的な数値では把握出来ていませんので、国の行った統計調査等による数値を参考値としてお答えいたします。

厚生労働省が行った国民生活基礎調査の結果では、1世帯当たりの平均所得金額は、平成6年の664万2千円をピークに右肩下がりで推移し、平成23年には548万2千円となっております。

また、財務省の調査による国民負担金率、これは国税プラス地方税の租税負担率と、保険税等の社会保障負担率の対国民所得費となっておりますけれども、この国民負担率では昭和45年からの数値がありましたが、昭和45年の24.3%で、これ以降右肩上がりで推移し、平成25年には40.0%となっております。

また、総務省の消費者物価指数基準改定資料によりますと、公共料金の消費者物価指数におけるウェイトは、昭和50年の指数が1,562という指数が出ていますが、これから右肩上がりです。平成22年には1,769という指数となっております。

総合的に見ますと、短期的には多少の上がり下がりというのはありますけれども、中長期的に見ますと、所得は昭和から平成6年ぐらいまでは上がっていたのですが、平成6年をピークに、以降下がって来ている。また一方で国民負担率や公共料金のウェイトは、昭和から引き続き平成の時代も少しずつ上がり続けているという実態が見られます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

国民の全体のものでありますから、1世帯当たり500数十万というのは、ほぼ当てはまらない、鞍手町の実態もあるのではないだろうか、これは平均ですから。おそらく500万を超える所得を持っている世帯というのは、この鞍手町で何世帯あるのでしょうかね。何世帯どころかまだあるのでしょうかけれども、それだけ所得も落ち込んで、しかも国民全体のやつで、平成25年で税、社会保障の負担率が40%とすれば、200数十万は税金と社会保障でとられているという状況なわけですね。

こういった実態をぜひ鞍手町に当て嵌めて、ぜひ実態把握というのをして頂きたいというのが1つです。

税金とか公共料金というのは、それぞれ縦割りになっていて、独立した会計となっております。水道料金とか国保税とか、いろいろな分が独立した会計になっています。

だから、独自に額、率等が決められています。しかしながら、各世帯の所得というか、出所、財布は同じなわけで、独立した会計だからといって、それぞれ少しずつしか上げませんよといっても、合算したら財布は1つなわけで、相当負担が重くなっていくということを、ぜひ加味して頂きたいというのがあります。

今後、税率、公共料金の負担等を決めるとき、先程も言いましたが、所得がどうなっているのか、勿論減免制度だとか、いろいろなものはそれぞれにありますけれども、そこは目に

見えない出費というのもたくさんあるわけで、1つ例を上げますと、小学生、中学生の子どもがいたら、給食費の負担はありますけれども、それとは別に毎月学級費の負担というのが月に2～3千円あるのです。

いろいろなところで払わないといけないお金というのがあって、そういったものをぜひ各世帯、鞍手の町民の世帯、それから個人も含めて所得がどうなっているのか、というのをぜひ実態把握をして頂きたいと思います。

その上で今後、税率、公共料金の額等を決めるときは、そこもぜひ加味して考えて頂きたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおり、鞍手町の実態把握をまずは、私も取り組んでいきたいと思っておりますので、早速これも取り組みたいと思っております。

まずは実態把握をとったあと、その状況を見て考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

鞍手町内の所得の状況も実態把握をやると、その上で今後の税率だとか、公共料金を決めるときも、それを考慮して頂くということですね。

それでは次にまいります。

最後に子どもの医療費の無料化についてお尋ねします。

柴田前町長は、子育て支援の一環として、それまで3歳未満だった医療費の無料化を、県に先駆けて年齢を引き上げました。その後、福岡県も小学校入学前までに無料化が拡充されましたが、この間多くの自治体で、独自に子どもの医療費無料化を拡充してきています。

まず、福岡県下の現在の状況について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、子どもの医療費の無料化に係わる県内自治体の状況については、担当課長より答弁をさせます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

乳幼児医療においては、対象年齢が福岡県の基準、就学前を上回って実施している市町村

は、平成25年4月1日現在で60市町村中、通院が17市町村、入院が42市町村となっています。

内訳としましては、通院では18歳までが1、中学3年までが4、小学6年までが1、小学3年までが11、就学前までが43市町村となっています。

また、入院では、18歳までが2、中学3年までが15、小学6年までが12、小学3年までが13、就学前までが18市町村という状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは通告に出していませんでしたけれども、細かい数字で分かれば教えて頂きたいのですが、例えば小学校1年生までとか、2年生までとか、無料化した場合に町の負担がどのようになるのかというのが、もし分かれば教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。小学校就学前の現行で言いますと、町負担は1,740万6172円になりますけれども、これが小学3年まで引き上げますと、比較だけで言いますと2,032万8861円のアップとなります。小学6年までが4,430万3138円のアップ、中学3年までであれば6,840万7462円のアップ、高校3年までであれば9,501万3754円のアップということになります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

以前、柴田前町長が年齢を引き上げたときは、確か保育所の民営化というか、そういったときに、少し財政がその分負担が少なくなるので、というような意味合いも確かあったのではないかと思いますけれども、それはそれとして、鞍手町の子ども達は宝です。この子ども達を産んで育てる、子育て支援という意味でいえば、他の自治体よりも先駆けて産み育てやすい鞍手町にして頂きたい。

その子育て支援の柱として医療費の無料化というのをぜひ位置づけて頂きたいというふうに思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私個人的には、本当に中学3年生ぐらいまでは無料化にしたいという思いはあるのですが、今課長が申しましたように、中学3年までしますと6,800万から約7千万の財政負担になるという試算が出ております。

出来れば、少しでも小学校低学年ぐらいまでは無料にしたいという思いがありますが、今いろいろと、いろいろな部分において精査をいたしております。

もう1点は、先程申しましたように、企業誘致や民間活力の援助等で税収アップも狙っています。そういったところが1つずつ花が咲き出して来れば、これも直ぐ上げることが出来るのですが、今の段階では、今日ここで何年生までも無料に出来ますというのは、もう少し時間を頂ければと思っております。もう少し細かい部分まで詰めて、精査をさせて下さい。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

財政が良くなってからの話では、今の子ども達は救われなと思うし、子育てもしにくい鞍手町が、いつになったら財政が良くなるのだろうという、そこまで待たないといけない。

先程、町長も鶏が先かというふうに言われましたけれども、ここは真剣に考えて頂きたい。

特に医療費というのは、小学校低学年ぐらいまでは掛かるのです。ここがやっぱり、仕事も休んで病院に連れて行かないといけないとか、医療費が掛かるだけでなく、収入も減るし、負担も増えるし、というような状況があるわけです。

子育てに援助が必要なところは、ぜひ先駆けて手厚い、子育てしやすい町づくりの一環としてやって頂きたいというふうに思いますので、まず、財政が良くなってとかでなく、どうしたら出来るかというのをぜひ前向きに検討して頂きたいというふうに思います。

もう一度お願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当然、前向きに検討をいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、2番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

まず、最初に、障害者差別解消法が成立したことについてご質問をいたします。

この法律の趣旨は、全ての国民が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置を定める必要があるということを受け、この障害者差別解消法が今年の6月に成立しました。

この成立を受け、国としての最低限のことが決められた差別解消法に伴い、地域の状況に合わせた権利擁護の仕組みを整えていくために、各地で障害者差別をなくすための条例づくりが広がっております。

このことについて、現在、本町では何らかの取り組みが行われているのでしょうか、これをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

障害者差別解消法が今年の6月に成立いたしました。法の施行までに準備期間が設けられています。まだ準備段階だと聞いています。その辺のところを担当班長より説明をさせます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

福祉人権課福祉高齢者班長。

○福祉高齢者班長 守田 純子君

お答えいたします。

障害者差別解消法の取り組みについては、法が成立したことでの取り組みは、現時点では行っておりません。

障害者差別解消法は平成25年6月19日に成立し、平成28年4月1日から施行されることとなっております。施行までの間に国は基本方針を定め、それを受けて行政機関や各大臣が対応要領や対応指針を定めることになっていきますので、基本方針等が示された時点で、地方公共団体はその方針等に則った対応を定め、取り組んでいくことになると考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

ということは、今のところ何も取り組みがなされていないという答弁ですが、今後、それが何らかの計画があるのかどうか、その辺あれば教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

福祉高齢者班長。

○福祉高齢者班長 守田 純子君

計画という形ですが、国の方が基本方針を定めとなっておりますので、それを受けて行政機関の方が対応要領等を定めることになっておりますので、その基本方針等が示された時点で、それに沿ったもので取り組んでいくというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

国の基本方針が示されてからということでございますね。分かりました。

今後、この法律の成立を機に、本町でも障害者の人権に対する理解を、なお一層広げ、障害のあるなしに関わらず、誰もが暮らしやすい町づくりに取り組んで頂くことを、町長はじめ、町職員の方をお願いいたします。

次に、昨年より身体障害者福祉協会の会員の方から強い要望が出ています。これはリフト付き自動車の土曜、日曜、祝日の貸し出しについてでございます。

現在鞍手町では、下半身の機能障害のため、車いす生活を余儀なくされている障害者の方のために、リフト付き自動車が貸し出されています。しかし、貸し出されるのが、今申しましたように平日だけで、土曜、日曜、祝日は貸し出されていません。そのために、いろいろな行事で土曜、日曜、祝日に移動される障害者の方は非常に困っておられます。

特に、身体障害者福祉協会の年間行事のほとんどが、土曜や日曜日に行われます。昨年の例を上げましても、スポーツ交流会や野外交流研修、そして新年研修等、他の障害者の方達と親睦を深める行事がほとんど土曜日に行われています。そのために参加したくても参加出来ない。また、同じ車椅子の障害者の方を誘いたくても誘えないなど、いろんな弊害が生じています。

お隣の宮若市では、福祉センターは火曜日がお休み、社会福祉協議会は土曜、日曜、祝日が当然お休みですが、リフトカーの貸し出しは年中無休で行われているそうです。

内容を簡単に説明いたしますと、まず、リフトカーの運転手は基本的に利用者の方で用意をする。社会福祉協議会とセンターが両方休みの場合は、前日に車のキーを貸し出すそうです。

次に、利用時間は基本的に日帰りですが、翌日も使用する場合は、一旦返却し、翌日、再度利用出来るということです。

利用料は無料です。但し返却時にガソリンを満タンにして返却をすること。当然借りるときにはガソリンは満タンになっていると思いますので。

次に、利用範囲は、基本的に県内といったことで、因みに平成23年度の宮若の利用者数が70件だそうです。

このように、宮若市ではかなりオープンにリフトカーの貸し出しが行われています。鞍手町でも車椅子利用者が、他の障害者の方達と出来るだけ同じような行動が出来るようなシステムを考えて頂けないでしょうか。町長の見解をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

先程の障害者差別解消法の分は、基本方針が示されましたら早急に取り組んでいきたいと思っております。

それと、須山議員におきましては、先だつてのフリスビーの輪投げはお疲れ様でした。い

つも須山議員は身障者の皆様方の目線に立たれて、ご活動されておりますことを、まずもって敬意を表したいと思っております。

今の、リフト付きの自動車の件ですが、これは本町におきましては、保有はしていないのです。社会福祉協議会が保有しているということになっています。

担当課に聞きましたら、今は、一応貸し出しは行っていないと聞いています。これも今後利用者の皆さん方の要望等をもう一度耳を傾けまして、どうするかを決めたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

ぜひ、社会福祉協議会の方にも申し添えを頂きまして、今後、鞍手町でも手話通訳と同様に、早急の取り組みを行って頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、身体障害者福祉協会への助成金について質問をいたします。

現在、身体障害者福祉協会は会員、賛助会員を合わせて約40名弱です。鞍手町全体の障害者の方の人数からすれば、本当にごく一部の方だと思えます。年会費は1会員1,000円、その外に鞍手町や共同募金会の助成金で会を運営しているというところがございます。

平成24年度の収支決算報告では、かなりの赤字が出ているようです。このままでは、今後毎年繰越金を取り崩して行き、会の運営が成り立たなくなるのも時間の問題ではないかと、私は懸念しています。

今後の、この会の発展と、前向きな活動を維持していくためにも、ぜひこの助成金の見直しをお願いしたいと思えますが、町長のご意見をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現在、町では身体障害者福祉協会に対しまして補助金は交付をいたしております。共同募金会の助成については、社会福祉協議会の所管となっております。

町の補助金については、特に必要な何か事業をされるということがあれば、またその都度言って頂ければ検討したいなど、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

毎年、助成されている町からの助成金も、ぜひアップをして頂くということをお願いいたします。そしてもっともっと多くの会員さんや、賛助会員さんに、この会に入会をして頂き、この会を盛り上げ、大きな組織にすることが、この鞍手町全ての人々が、障害のあるなしに関わらず、相互に人格と個性を尊重しあって、対等な立場で日常生活や社会生活を営むこと

が出来る社会の実現に、大きく貢献出来るのではないのでしょうか。

これを申し添えまして、次の質問に移らせて頂きます。

次に、鳥獣被害、特に鞍手町では猪被害の対策について質問いたします。

これは鞍手町だけではなく、今、九州のほとんどの地域の問題ではないのでしょうか。畑の作物だけの被害ではなく、車との衝突とか、また、一昨日の7日には大分市の商業施設に猪が乱入して3名の方が襲われる事故もあっています。

このように、人が襲われる等、多くの被害が出ているところです。どこの自治体でも深刻な問題ではないかと思えます。

そこで私の提案ですが、私以外でも多くの町民の方が思っておられると思いますが、町長もよくご存じだと思いますが、佐賀県武雄市のように、鳥獣の食肉加工センターを設立して頂いて、その加工品を、これからスタートが予定されていますF B良品のシステムに乗せ、販売をするということも良いのではないのでしょうか。

また、この加工センターが現実化されますと、現在の鞍手町内で焼肉屋さんや、居酒屋さんを行われているお店でも、猪料理のメニューが多分追加されると思います。また、新たにこの猪を利用する猪料理のお店もどんどん出店されるのではないかと考えております。

こういった相乗効果も生まれ、町の活性化にも繋がっていくのではないのでしょうか。

私が提案いたしますのは、その加工場や販売店で、軽度の障害者の方を雇用し、障害者の雇用促進に少しでも貢献して頂ければと思います。ぜひ、町長の見解をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、食肉加工センター等を作って、障害者の雇用促進をというご質問ですが、まずは、今の鳥獣猪被害等についての概況を農政環境課長に答弁させます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

食肉加工センターの設立に関しまして、宗像市より要請があつて、その協議内容について説明させていただきます。

平成23年12月19日付けで、宗像市長より宗像市、福津市、宮若市、有害鳥獣対策広域連絡協議会に参加し、鳥獣加工施設建設事業に取り組まないかとの要請がありました。

当時の内部協議により、本町の有害鳥獣駆除期間における駆除頭数が少なく、駆除した猪については、駆除者が持ち帰り処理していることや、維持管理費の負担等を検討した結果、協議会に参加しない旨の報告を、平成23年12月26日付けで、宗像市長に通知をしているところであります。以上です。

○議長 川野 高實君

須山由紀生君。

○2番 須山 由紀生君

捕獲数が少ないと言われましたけれども、多くの町民の方から猪が頻繁に出回って、非常に困っているというふうに私は聞いておりますので、ぜひ前向きに考えて頂きたいと思っております。

そして、まだまだ多くの障害者の方が就労の場を求めておられます。しかしながら働きたくとも働けない、働く場がない、こういった理由で就職を断念されている障害者の方が、本当にたくさんおられます。

先程もお願いしましたように、これが実現すれば鳥獣被害の対策と、障害者の雇用促進、そしてまた町の活性化、そして町の収入アップにもつながって行くのではないかと思います。ぜひ実現を期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

須山議員のおっしゃっていることは、本当に重々よく理解はいたしております。本当に障害者の皆さん方は、生き生きと明るく働けるような場所、職場というのは、まだまだ少ないかと存じています。

これは、鳥獣加工センターに関わらず、いろいろな幅広い分野まで視野を広げて、身障者の皆さん方がしっかりと働いて頂けるような施策を、今後考えて行きたいと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時43分

再開 14時55分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

12番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきます。

1番目として認知症高齢者の支援体制についてお尋ねします。先日の新聞報道で厚生労働省の研究班の推計によりますと、平成24年現在で、認知症高齢者は全国で65歳以上の高齢者の15%に当たる462万人、将来認知症を発症する可能性のある予備軍が、更に400万人いるという報道がなされました。

この推計を単純にはありませんが、鞍手町に当てはめてみますと、平成24年現在で65

歳以上の人口は、全人口の約3割に当たりますので、約5千人いるということになります。それでその内の750人が認知症、650人がその予備軍となり、65歳以上の人の4分の1が認知症とその予備軍ということになります。

鞍手町では今年3月に第5期の鞍手町高齢者保健福祉計画を策定しています。その中で高齢化の進行に伴い認知症高齢者の増加が予測されるが、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことが出来るような支援が求められ、地域住民の理解と見守りが必要。というふうにあります。

更に計画の中で厚労省が推進している認知症を知り、地域をつくる10ヶ年キャンペーンの一貫である認知症サポーター養成講座を実施し、認知症高齢者の理解と支援の普及を行うというふうに計画の中で示されています。

そこで、鞍手町では認知症サポーターの普及状況はどのようになっているかお尋ねします。

○議長 川野 高實君
町長。

○町長 徳島 眞次君

認知症サポーターの普及状況については、担当課より説明させます。以上でございます。

○議長 川野 高實君
保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えします。実施状況としましては、本町では鞍手町認知症サポーター養成講座キャラバンメイト連絡会議が組織されているところですが、認知症サポーター養成講座については、平成23年度は2回開催されており、36人が受講、平成24年度は8回開催されており178人が受講、平成25年8月の時点では、3回開催されておりまして69人が受講している状況となっております。以上です。

○議長 川野 高實君
岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ざっと合計して270名くらいですか。認知症サポーターを養成するには地域において何人くらいのサポーターが必要なのか。計画が必要ではないかというふうに思うのですが、鞍手町にはキャラバンメイトやサポーターの養成に取り組む上で、大体どれくらいを養成しようという計画があるのか、ないのか。あれば何人くらいかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君
保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

1点目の養成講座の目標ということですが、目標数としては改めて設けておりません。というのも1人でも多くの方に受講して頂きたいということで、目標数という形では上げておりません。

キャラバンメートとサポーターの件については、受講される方の規模。例えば1回に10人程度で受講される方、20人くらいで受講される方というのがありますので、概ね1回に3名程度のキャラバンメートが講師となって講座をしているという状況ですので、まだ具体的に何名という形は設けておりません。3名が1グループとなって進めているのが現状であります。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

このキャラバンメートと認知症サポーターについては、国の方でも強力に推進をしていますし、今お話したように鞍手町の高齢者福祉計画の中でも、実際にきちんと位置付けられています。認知症サポーターの養成は、まず1番に地域の方に正しく認知症を理解してもらうということで、地域の住民の見守りや支援に繋がるということが1番にあります。

また、地域住民だけではなくて学校や職域などでも認知症サポーターの養成講座を開くということも謳われております。

実際にこれは副読本ですが、これは中学校の養成講座の副読本、これが小学校の養成講座の副読本です。だから学生のうちから認知症を知って頂こうということです。

今のところ鞍手町ではそういうことになっていないというようなことですが、1番は自治体とキャラバンメートの資格を持っている方達との連携。先程連絡協議会を作っているということでしたが、まだ作ったばかりで余り活動をしていないのか。どういう状況なのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

キャラバンメートの活動状況ということですが、既に平成25年度については3回実施されているところでございます。キャラバンメートが先程言いましたようにグループを設けて各講座に行っているわけですが、実際に町の出前講座に自治会とか老人クラブを対象にしていますが、その他にもキャラバンメートが自主的に、例えばライオンズクラブやボランティア団体、企業等に行って講座を開催しているという状況でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

キャラバンメートの方達は自分から講座を開く要請をして、少しでも多くの方に認知症について知って頂こうという努力をされているわけですが、例えば直方市ではキャラバンメートの方達が認知症サポーターを広める会という会を作ってですね、直方市は養成講座を委託しているわけです。委託して講座を開催して現在2千名ほどがサポーターの方達を直方市は養成をしています。

鞍手町としても効率的に多くの認知症サポーターを養成しようということであれば、町の方から各学校、職域、地域に働き掛けをして、実際に講座の講師として行くのは先程答弁でもありましたように、キャラバンメートの方達3人くらいが出向いて行って講座をしてもらうと。そういうような形で鞍手町は住民との協働ということも謳っていますので、正しくこういった行政と住民の方達が協働して認知症サポーターの養成をしていくということも1つの方法だと思います。

町長にお尋ねしますが、キャラバンメートの方達に委託をして認知症サポーターを養成していくということについてのお考えをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

認知症サポーターですが、本町にもどここの誰々さんが徘徊して居なくなったとかという搜索願などが、何度か私が町長にならせて頂いてからも来ております。この認知症の方というのは本人は分からずして、ふらふらと出て行かれるみたいですから、こういったサポートというのは必要かと考えております。

今、岡崎議員がおっしゃいましたように、キャラバンメートを派遣して云々ということもこれから視野に入れて、幅広く養成して行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

こういうことは行政だけでもなかなか手間も掛かることですし、地域の方達と一緒に手を組んで、少しでも認知症のことについて広く理解をしてもらい、地域の方達それぞれが見守りや支え合いが出来るようになれば良いというふうに思っております。

次の質問に移ります。鞍手町の先程言いました高齢者福祉計画には、認知症高齢者のみならず、1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、保健、医療、福祉サービスの公的なサービスのみならず、ボランティア活動や地域住民による見守り、支え合いなど、高齢者を地域全体で支える地域包括ケア体制を推進する必要があるというふうに計画の中ではあります。

特に認知症高齢者の方達には、町長が徘徊のことを少し言われましたが、様々な危険が待ち構えているわけです。読売新聞の最近の連載記事の中で、「認知症社会と歩む」という記事が連載されています。その中には高速道路を逆走してバイクと衝突してバイクの運転手が死亡したという事件や、今言われたような徘徊した高齢者が踏切内に入って列車に轢かれて死亡した。しかしJRから列車の遅れなどで損害賠償を請求されて、裁判で死亡した高齢者の妻とその家族に支払いが命じられたという例が記載されていたり。ある息子さんが認知症の高齢の母親の預金を勝手に引き出して使った。これは経済的虐待ということになるようなのですが、そういうことが紹介されていました。

その他にもオレオレ詐欺や悪質な訪問販売による被害など、ごく普通の日常の中にも危険が潜んでいると私は思います。

そこで鞍手町としては、実際地域での見守りや支援など地域全体で支える体制がどのようになっているかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

認知症高齢者の支援、見守りについては、総合的な対策が必要であると考えておりますが、地域全体で支える体制としてはまだ確立されておられません。現在行っている体制づくりとしての取り組み状況は担当課より説明させたいと思います。

ただ1点、岡崎議員が言われたのは認知症高齢者であります。支援、見守りという部分については、例えば独居老人の皆さん方については先だつての議会でも話をしたかと思いますが、郵便配達の方や、宅急便の配達の方や新聞配達、牛乳配達の方とかにも、例えば新聞が何日間も溜まっているとか、郵便物が何日間も溜まっているということがあれば、直ぐに行政の方に届出をして下さいといった見守り体制はやっておりますが、認知症においては認知症の方が何処に居られるということを行政が把握しておくということが1番だと私は思うのですが、いかんせん個人情報という1つの網がありまして、なかなかそれが全て行政の方で把握できるのかと言いましたら、個人情報保護法のお陰でなかなか把握できないという1つのハードルもございます。ですが地元の区長さんや民生委員さんにいろいろお願いはしております。そういったところを踏み込んで取り組んで行きたいと思っております。

先程申しましたことは、担当班長に答弁させます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

福祉人権課守田班長。

○福祉高齢者班長 守田 純子君

地域の方々に認知症に対する正しい知識を習得して頂き、その理解を普及していくため認知症サポーター養成講座を現在実施しております。また、地域包括支援センターが行う高齢者見守りネットワークの充実を図るため、認知症高齢者が徘徊した場合に対応出来る体制として、直轄地区で徘徊のネットワークを拡大するための協議を行っているところです。

日常では介護保険サービスの利用に加えて、鞍手町社会福祉協議会が取り組んでいますいきいきふれあいサロンの普及推進を図り、地域の繋がりや充実の充実を努めております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

お答えを頂きました。まあ町長が先程認知症高齢者については、把握することが一番だが、個人情報の関係でなかなか把握しづらいというようなお答えもありました。

確かにそういうことはあるだろうというふうには思います。ただ、認知症になっている方

の多くは、介護保険の認定を受けている方が多くいます。7割から8割くらいはいるのではというふうに思うのですが、そういったところから把握をしていくということも1つだろうと思います。ただ、まだ、認定を受けていないという方もいるのも確かです。そういったところがなかなか難しいところではあるのですが、ここについては民生委員の方の個別訪問などを通じて把握して頂ければというふうには思います。これは要望です。

今、地域包括支援センターのこと、直轄の徘徊ネットワークのことなどのご答弁がありました。昨年介護保険法が改正されたことにより、地域ケア会議の意義などがはっきりとしてきています。

認知症高齢者を支援する上で重要な役割を担っているというふうに思いますけれども、鞍手町の地域ケア会議については、どのような活動をされているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

担当班長に答弁させます。

○議長 川野 高實君

福祉人権課守田班長。

○福祉高齢者班長 守田 純子君

現在の地域ケア会議についてですが、鞍手町地域ケア会議については主に養護老人ホームの入所にかかる判定を行うため、地域ケア会議の費用として予算を計上しておりますが、現在の活動はということでございますが、地域ケア会議は必要に応じて招集するというようにしておりますので、現在の活動という形での報告はこの場では出来かねます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

養護老人ホームの入所についてということで、地域ケア会議を開催しているということですが、鞍手町には毎年度地域ケア会議について予算が付いています。

地域ケア会議には基本的には5つの機能があるというふうに言われています。

それは個別のケースを検討するというところで、1つは個別課題解決機能ということと、ネットワーク構築機能、地域課題の検討として地域課題発見機能、地域資源開発機能、最後に政策形成機能という5つの機能があるというふうに言われています。

厚生労働省のホームページなどから引き出すと、こういうふうに図式して地域ケア会議の5つの機能だとか、地域ケア会議を活用した個別課題から、地域包括システムの実現までのイメージとか、こういう図式があるわけです。先程言いました高齢者保健福祉計画の中にも包括システムの構築というのにも出てきます。ですからこの地域ケア会議をいかに実行あるものにするかというか、活かしていくかということが、認知症高齢者の方のみならず、高齢者の方達の大きな支援になろうというふうに思っています。

町の地域ケア会議を今言ったような5つの機能が発揮出来るような会議に昇華させると思いますか、もって行くには、地域ケア会議のメンバーとか、開催日数などこういったものも私は増やす必要があるだろうというふうに思います。

そしてまた、メンバーのコミュニケーションを図りながら連携を深めていくことが重要ではないかというふうに思います。ただ、実際に実行するにはやはり予算上の措置が伴うことになりまされども、町長はどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今後、これは地域包括支援センター業務と重複する点もございますので、地域ケア会議の在り方についても、今後検討して行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今、町長が地域包括支援センターと重複するという事ですので、次の質問に移ります。

地域包括支援センターについてです。地域包括支援センターは平成24年度より介護保険法の一部が改正されて、包括的支援事業の効率的な運営のために、市町村ごとに今年度から開設をされております。本町でも総合福祉センター内に設置をされているところです。

町の包括支援センターの活動状況についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

地域包括支援センターについては、平成25年4月1日より鞍手町総合福祉センター内に設置をいたしております。それで新体制で取り組んでいるところでございます。

同センターは高齢者やその家族の総合相談窓口としての役割も担っております。また、相談については、前年度よりも増加している状況で、鞍手町に移行したことでより身近な相談窓口になっております。

事業内容については担当班長に説明をさせます。以上です。

○議長 川野 高實君

福祉人権課守田班長。

○福祉高齢者班長 守田 純子君

お答えいたします。地域包括支援センターの業務については、介護予防支援事業所として介護保険の指定を受けておりますので、介護予防支援事業と包括的支援事業の2つの柱で事業を行っております。

介護予防支援事業では介護認定の要支援者の人に対して、介護保険サービス等を適切に利用出来るよう、ケアプランと呼ばれる介護予防サービス計画を作成し、サービス利用の調整

等を行っております。ケアプランの作成件数は月に200件程度です。また、包括的支援事業では、総合相談支援について4月から8月までに116件の相談があっており、権利擁護事業については3件、ケアマネージャーに対する相談、指導、助言7件などに対応しております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今、介護保険事業と支援事業ということで、お答えを頂きました。

地域包括支援センターは介護保険法の中で位置付けられているわけですが、他にこの介護保険法の中では、介護予防マネジメント事業、総合相談支援事業、それに虐待防止権利擁護事業、ケアマネージャー等に対する包括的総合的マネジメント事業の4つの事業を担っていますということで、これも先程の高齢者保健福祉計画の中に、そのように書いているわけですね。この4事業を一体的に実施する役割を担う中核的拠点として設置されているわけですが、この包括支援センター設置要綱というのが鞍手町にありまして、今言ったようなことが述べられています。

その次に、鞍手町包括支援センター運営規程というのがあるわけです。この運営規程を見ますと、この規程は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準というようなことで、事業の運営について必要な事項を定めるということで、鞍手町包括支援センター運営規程とはなっていないながら、この中に併設されている指定介護予防支援事業所のことが述べられているわけです。この趣旨または事業の目的もそうなっています。ですからこの運営規程と先程言いました設置要綱の中で、述べられている地域包括支援センターがする事業等に、ちょっと整合性が取れていないところがあるように思うのですが、このことについてはどのようにお考えですか。

端的に言えば、地域包括支援センターの設置要綱で包括支援センターがする先程言いました4つの事業内容と、次に地域包括支援センター運営規程の趣旨、または事業目的は、今言った包括支援センターの運営規程というふうになりながら、中身については指定介護予防支援事業所の中身のようになっているのです。ですから包括支援センターそのものの運営規程にはなっていないのではというふうに思っているのですが、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員、ちょっと内容を精査させて頂きまして、今日課長が休んでいるものですから、その辺私は資料を持ち合わせていないので。ちょっと休憩入れさせてもらってもいいですか。

○議長 川野 高實君

しばらく休憩します。

休憩 14時43分

再開 14時55分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員、もう1度こちらの執行部の方で精査いたしまして答えを後でお持ちいたします。それでよろしいでしょうか。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この質問をしたのは、地域包括支援センターが出来て間がないというのはわかるのですが、業務も今説明があったように、どうしてもケアプランの作成業務に偏ってですね、その他に重要な業務が地域包括支援センターには多々あります。しかし、どうしてもそこに人員の配置ということではなかなかそれが進まないというようなこともあるのではないかなど。町としてもそういうところになかなか目が届いてないのではないかなどというようにもなっておりまして、質問をさせて頂きました。

特に今その地域包括支援センターは職員を6名配置しているということですが、全てが嘱託職員というようなことをお聞きしています。ですから高齢者、認知症高齢者も含めた高齢者全体は、先程言いましたように鞍手町には5千人ほどいるのですが、そういった方達の中核的な支援の場になります、この地域包括支援センターは。そういった意味でもやはり正規の職員を最低実務担当責任者くらいは正規の職員を配置するというようなことで、体制の整備をしていかないと、こういった高齢者の方達のところになかなか目が届かないのではないかなど。そういうような思いがあります。それで質問をさせて頂きました。

そういうことで町長に答弁があればお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

大変貴重な意見をありがとうございます。私もこの地域包括支援センターについては福祉センター内に設置されておりますが、まだ足を運んだこともございません。本当に申し訳ございません。なかなか忙しくてですね。それで1度職員の皆さん方とも現況の話をお聞きしまして、鋭意この辺のところを取り組んで行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

残念ながらこういった高齢者福祉においては、少し立ち遅れているのではという気がします。今、私が危惧するのは今後介護保険も要支援1、2は町の方で見られるようになります。ですからこれからは、今でも自治体間の競争がある中で、これから先、高齢者の人達が今は若い人が出ていくので、どうやって鞍手町の中に留まってもらいたいかという話がありますが、今度は高齢者の方達がサービスの良い市や町に子供さんが居るから、うちの方に来ないかということで、高齢者の方達が出ていくのではないかなということも危惧しています。

そういったことから今回この質問をさせて頂きました。そういったところも含めて善処して頂きたいというふうに思います。

最後の質問になりますが、課室の分掌事務ということで、これについてはこの質問を調査する上で、所管の課長さんのところに行ったりしている時に、例えば介護というようなことでも介護予防と介護保険では課が別になっていたりとか、今の包括支援センターの中の業務についても保険健康課と福祉人権課にまたがっていたりだとか、複雑にここのところが両課にまたがっていたりしていたわけです。

私自身もどこに行っても話を聞けば良いのか分からないくらいにありましたので、住民の方達はもっと分かりにくいだろうというふうに思います。

それで事務の分掌をもう1度洗い直して、すっきり分かるようにしたらどうかということで質問しています。いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたように分掌課、課の見直し、これは効率的な運営をとというご指摘であるかと思います。これは私も政策を推進する上で、機能的な組織をとという思いがございますので、今現在現課の方でいろいろ見直しをどのようにした方がいいのかということをおひっくるめて今考えているところでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは善処の方、よろしくをお願いします。

最後になりますが、高齢者への支援というのは全体として1つこういうような支援をするというようなものではないのです。支援が必要な高齢者一人ひとりに対してオーダーメイド、一人ひとりの支援の状況は家庭状況から何から違いますから、一人ひとりに対してオーダーメイドで対応していくことが必要になります。

それには先程言いました地域ケア会議のような多職種の方達が集まって話し合っ、包括支援センターが中心となって、高齢者それぞれに合ったようなサービスを提供していくことが必要だというふうに思います。

全体を通してなかなかきめ細かなサービスをするということは難しいのですが、先程言い

ましたように鞍手町は他と比べれば少し立ち遅れているというふうに思います。

最後に町長にこういった高齢者の支援についてお考えがあればご答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私は選挙の政策で掲げておりますように教育の問題、そして高齢者の問題、これは今からもっと多くの高齢者の時代になるかと思っておりますので、今以上に取り組んで行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程最後と言いましたが、もう1つ付け加えれば、なかなかソフトの部分については日が当たらない分かりにくいというところもあります。ややもすれば予算上の措置も削られてしまいやすいところですが、しかし、鞍手町の人口の比率からいっても、これから先、高齢者の増加は間違いないところでもありますし、こういったところにも予算の措置を考えて頂きたいと。

今まで徳島町長になって非常に考え方も変わって、みんなの目に付くところに積極的に予算を付けていくということも鞍手町の発展には必要なことだと思いますし、鞍手町も変わったというふうなイメージをもって貰うことも必要なことだと思いますが、今回質問したようなところも忘れないでしっかりと目を向けて頂きたいというふうに思います。以上です。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に1番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

一般質問の最後ということで、大変お疲れとは思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず、はじめに鞍手町土地開発公社についてであります。土地開発公社は公有地の拡大に関する法律に基づき、鞍手町が500万円出資し、昭和54年に認可を受け設立をした法人であります。

公有地の拡大の推進に関する法律の目的は、地価高騰で公有地の取得が難しくなる中で、公社が自治体に代わって公有地を先行取得するということであると理解をしております。

そこでお尋ねをいたします。まず、公社の業務内容をお教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。土地開発公社規程の中の業務範囲として、第18条に規定されております。まず1つが公有地拡大推進に関する法律第4条第1項または、第5条第1項に規定する土地。次に道路、公園、緑地、その他公共施設または、公共用地に供する土地。それから公営企業の用地に供する土地。当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地。史跡、名勝または、天然記念物の保護または、管理のために必要な土地。そして最後に航空機の騒音により生ずる障害を防止し、または、軽減するために特に必要な土地。これらの土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うというふうになっております。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

ありがとうございました。規程集の18条の中に業務の範囲が書いてあります。業務方法書の中には鞍手町と緊密な連携の下に公社の業務を行うに当たっては、鞍手町と緊密な連携の下に行うものとするとか、その他2項ほど書いてあるのですが、毎年6月に公社の決算や事業報告がっております。ここ数年間、事業報告については土地の取得はありません。その他の事業としては何も行いませんでした。事業計画についても用地取得計画はありません。という報告がっております。

収入については利息、支出は人件費とその他の業務支出となっているのが現実であります。

公社としての事業は行われておりません。現在の状況下では当然のことだと私は思います。

そこで全国の状況をちょっと調べてみました。総務省の平成23年度土地開発公社事業実績調査結果概要というのがありますが、平成11年には都道府県、指定都市、市町村を含めた公社が1597あったそうです。それが平成24年の4月1日現在931というふうに減っております。23年の4月から比べますと1年間で40の公社が解散をしております。

解散をしている公社のほとんどについては、自治体によって公共用地等を先行取得して、その後、バブルの経済降下以降、保有地の地価下落が続いて、簿価と実質価格との差が広がり、含み損を抱える状況であり、土地購入資金は自治体の債務保証を受けて金融機関から借入しているために大きな利息が発生して、設置自治体の財政に悪影響を与える。そのことから公社解散に至ったものが大部分ではないかなというふうに思っております。

近隣では田川市の土地開発公社も年内に解散するとの新聞記事も載っております。

幸いにも鞍手町の土地開発公社は現在保有している土地はありません。近年の地価の継続的な下落傾向などにより、土地の先行取得の意義が薄れ、目的を私は終了したものと考えております。

解散するにしても理事会での出席理事の4分の3以上の同意が必要だし、議会の議決が必要。それから県知事の認可を受けなければ解散出来ないことは承知しておりますけれども、運営の経費の在り方や事務の合理化を図るためにも、私は解散した方が良いのではないかなというふうに考えております。

今、公社存続について町長はどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

結論から申しますと、解散に向けて検討をしたいとそのように思っております。

今、議員がおっしゃるように開発公社の存続の必要性は私もないと思っておりますので、解散に向けて検討したいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

町長の考え方は分かりました。ただ、理事会と議会の関係もありますので、そこら辺はうまく調整を取って頂いて、現在は名目だけの公社ですので、今後、存続する意義はもう薄れてきているものと私は理解しておりますので、よろしくお尋ねをしたいと思います。

それでは続きまして、「子ども110番の家」の表示についてを質問させていただきます。

平成25年6月に警察庁が出しております平成24年犯罪情勢を見ますと、子供対象の罪種別被害発生状況は、平成23年より平成24年は増えております。刑法犯にかかる子供、二十歳未満の者を言うのだそうですけれども、刑法犯罪被害件数に占める子供の割合は18.9%となっているそうです。被害場所の発生状況では、小、中学生については駐車場、駐輪場、共同住宅及び道路上が高くなっているというふうに書いてあります。鞍手町におきましても24年の1月にわいせつ事件が発生、4月には声掛け事案が発生。また、直方市や小竹町においても声掛け事案等々が発生しております。

平成25年3月号の中山交番だよりというのがあるのですが、これには2月に入り中山交番管内の中山、小牧地区において、不審者が夕方頃に1人で下校中の女子生徒に対して声掛けを行っているとの記事が載っていました。また全国的にも小、中学生を対象とした事件が発生をしております。

そこでお尋ねをいたします。町内に「子ども110番の家」という表示がされている家があります。これらの目的といつ設置され、町内の何カ所に設置されているかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。設置目的でございますが、児童、生徒が犯罪等に巻き込まれないための緊急避難先として、「子ども110番の家」を設置しております。

設置時期でございますが、鞍手町青少年育成町民会議の活動として、平成9年度から設置をしています。そして件数ですが、数年置きに見直しを行い、現在361カ所の一般家庭、商店、企業等に協力をして頂き、「子ども110番の家」を設置しております。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

ありがとうございました。平成9年から設置されて361ヵ所設置されているということで、目的等もお聞かせ頂きました。ただ、新しく黄色の縦長の看板に赤い字で「子ども110番の家」という表示がしてあるところがあります。これは町民会議か何かの分で設置してあるのだと思いますが、ただ、「子ども110番の家」の表示が薄くなったり、色あせたり、見えにくくなっているところもあるのです。また表示が破れてガムテープで補修しているところもあります。これらを見ますと効果が薄れてしまうような気がするのですが、表示を確認されたことはあるのですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。今、質問されました「子ども110番の家」に協力して頂いているご家庭とか商店、企業の玄関先の門のところに表示をさせて頂いておりますが、言われますように年数が経ちますと劣化して薄くなります。それについては町内に6校区の小学校区に育成部会があります。そちらのメンバーを通して確認をして頂いて劣化した部分については差し替えをするというようなことはしております。

それともう1点、先程言われましたように鞍手町はこれをアピールするために随分前で今は設置しておりませんが、「子ども110番の家設置の町 鞍手町」というような看板をずいぶん前に設置いたしました。しかしこれについてはかなり老朽化が進んで崩れているようなものもあるのも現実ではございます。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

新しいものと交換はしているということですが、実際に私は何ヵ所か見に行ったのですが、先程言いましたように色あせて見にくいものもあるし、薄くなっている部分もあるし、ガムテープで張り付けているものもあるのです。これらは新しいものと交換しないとみすぼらしいと言ったら失礼ですが、効果的にも薄れるのではないかなと思いますので、学校を通じて新しいものとぜひ交換をして頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

先程私がちらっと申しましたように平成6年に育成会議が発足しております。この中で取り組みの一貫として今の子ども110番、それからいわゆるいじめ防止と非行防止といろいろな取り組みをなさっております。実施主催者は町民育成会議でございます、私共お願いに行く立場でございます。本当に町民が一体となって取り組んで頂いていることに対して

本当に感謝いたしております。頭の下がる思いでいっぱいでございます。

今、議員のおっしゃったことにつきましては、また再び行政側としてお願いに上がろうというふうに思っているところでございます。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に移らせて頂きます。子供達の安全と保護者の安心を得るために児童、生徒に防犯ブザーを無料で配布することについてお尋ねをします。

行橋市では数年前から不審者による犯罪等から子供を守るため、市内の小中学生に防犯ブザーを配布して、緊急時の安全対策だけでなく、防犯ブザーを携行することで子供達が身の回りにある危険を意識し、安全意識の向上を図っているということだそうです。

何か危険な目に合った時は、コンビニに駆け込みなさいと教えている親もいると聞いてはおりますが、犯人が早ければ役に立ちません。そこで大きな音を立て異常事態にあることを周囲に知らせた方が効果があると思います。

そこで町長、教育長の考え方をお伺ひしたいと思います。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。緊急時の安全対策として防犯ブザーを携帯することは不審者への抑止効果もあり、有効であると考えます。鞍手町では「子ども110番の家」の設置や青色防犯パトロールなど防犯活動が活発に行われており、近隣市町に比べて不審者は少ない状況にあります。先程議員がご指摘のように心配の事案が発生しております。近隣の状況から比べますと今申し上げましたように青パトの巡回等で非常に効果が上がっていると。それから見守り隊と言いますか、地域の方が登下校に立っておられる。そういうところから非常に効果が上がっているというふうに考えております。

防犯ブザーの配布については近隣の市町の取り組み状況を参考にして検討して参ります。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

教育長が言われたように地域見守り隊と言いますか、青パトや登下校の時に地域の方が立っているというのは十分に理解をしております。ただ、先程から言いますように鞍手町は他の大都市とかと比べると事案は少ないかもわかりません。ただ、いつ子供達が被害に遭うかわかりません。そういうことからぜひ防犯ブザーを、これは高いものではないのです。これは福岡県内でもいろいろ調べてみましたが、行橋市だけしか配布しているところはないのではと思いますが、高いのから安いので防犯ブザーはあるのですが、行橋市は420円の防

犯ブザーを配布しているそうです。電池が切れた場合については保護者に交換をしてもらっているということを電話で確認しております。

鞍手町の場合の試算では小中学生合わせて1152名。これに420円を掛けると48万3840円なのです。49万円で町内の子供達の安全と保護者の安心が増すと思います。

1度配布すると次からは新しく入ってくる児童に配布すれば良いわけですから、そんなにお金は掛かりません。新入学児童が仮に200人いたとしても8万4千円しか掛からないのです。また、平成27年4月に中学が統合されます。通学路の安全や子供の安全は十分に考えているとは思いますが、古月地区とか室木地区からすると遠くなります。子供の安全と保護者の安心のため、ぜひ導入の検討をして頂きたいと思います。

これは予算が伴いますので、町長にも答弁をお願いしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるように子供達の安全は第一とっております。ブザーの故障がもの凄く多いのと、ある一定の、ビーと鳴る音量が全て下回っているということをニュースでチラッと見ました。そういうことを加味しましてどうなるかわかりませんが。

それともう1つは全て行政が行うということではなく、いろいろな企業が鞍手町にはたくさんありますが、商工会ともいろいろなところと連携を取りながら、ブザーのことも含めましてこれから考えて行きたいとそのように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

鞍手町の子供達は鞍手町の行政も手を差し伸べて安全の確保を図るべきだろうと思います。ただ、先程行橋の話をしました。行橋は予算を使わなくても良いような寄付も現在あったりしているそうなのです。寄付を当てにするのではありませんが、これが浸透するとそういうところも出てくると思います。

先程から言いますように金額的には高いものではありません。行橋市は420円と言われていました安いものです。でもそれに対して何ら苦情等の話も聞いておりませんので、ぜひとも導入の検討をして頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

分かりました。前向きに検討いたしたいと思います。以上でございます。

○議長 川野 高實君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

前向きに検討して頂きたいと思います。これで一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で熊井照明君の質問は終了いたしました。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日10日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 16時02分

平成25年鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
平成25年 9月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成25年 9月11日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成25年 9月11日 午後3時00分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 11人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 1人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	13	栗田幸則		1	熊井照明	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	福祉人権課児童人権班長	中岡博幸	出欠
	福祉人権課福祉高齢者班長	守田純子	出欠			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成25年第7回鞍手町議会定例会議事日程

9月11日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第64号 鞍手町子ども・子育て会議条例
- 日程第2 議案第65号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第66号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第67号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第68号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第69号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第70号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第71号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第72号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第73号 平成24年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第74号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第75号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第76号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第77号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第78号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第79号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第80号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第81号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第82号 平成24年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第20 議案第83号 平成24年度鞍手町病院事業会計決算認定
- 日程第21 議案第84号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定

平成25年9月11日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第64号 鞍手町子ども・子育て会議条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

組織ですが、第3条で子育て会議は、委員13人以内でもって組織するというふうにあります。その中に子どもの保護者だとか、それに関する事業に従事する者とかというふうに入っていますけれども、保育所と言えば、鞍手町では5つあります。

それから保育所だけでなく、学童保育の方も入ってくると思うのですが、それも3つあるのです。そういったものも含めて、具体的に委員さんはどういうふうに決めていこうとされているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

福祉人権課児童人権班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

お答えいたします。

鞍手町子ども・子育て会議の委員構成につきましては、これまで次世代育成支援、現在組織として続行していますが、この事業が平成26年度までとなっておりますので、それと変わって、その全ての事業を盛り込んだところの、子ども・子育て会議が設置されるようになっております。

ですから、同じ子ども・子育ての内容を扱う事業を担当することになりますので、そこで新しい子ども・子育て会議は、その次世代育成支援行動計画の、その委員さんを中心に考えております。

その構成につきましては、1号委員として見識を有する方を3人。内訳は、町議会議員、それから主任児童委員、小学校教頭会の代表の方と考えております。

第2号委員として、子どもの保護者につきましては、小学校PTA代表、学童保育所保護者代表、私立幼稚園保護者代表、公立保育所保護者代表を考えております。

次に、第3号委員として、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者とし、公立保育所所長、私立保育所所長、私立幼稚園園長、社会福祉協議会代表としております。

最後に、4号委員として、その他、町長が必要と認める者とし、子ども会連絡協議会代表の方を考えております。以上が13名となります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。次世代育成支援の時のメンバーとほぼ同等ということで。ただ今度、法が新制度になりまして、最低必要な施設の基準ということを保証するというところから、その財源保障を柱としているところから、今度は個人、利用者に対する財源保障というか、支援、補助が柱が変わってくるということで、施設基準等が疎かにならないように是非して頂きたいというのが1つ。

それから、税と社会保障の一体改革ですね。これに伴った分なので、消費税が上がって、その分をこちらに回すというような財源保障の在り方があります。それと一緒に地方交付税の中に合算して入ってくるというようなことにもなります。

これまで入っていた学童保育所だとか、保育所、その他いろいろな施設に関して、これまで必要な、足りないかもしれないけれども、最低限の部分は補助があっていたわけで、それをぜひ下回らないようにして頂きたいと思いますが、その点について答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

宇田川議員ありがとうございます。いろいろと宇田川議員から勉強させてもらっているような感じがいたします。本当にありがとうございます。

もうご承知のように、子どもは、この鞍手町の宝でもございます。今後いろいろな学童保育等、いろいろなものを含めて充実した教育環境をつくって、教育環境とか、子ども達を安全に確保できるような環境をつくって行きたいと、そのように思っておりますので、また、いろいろご指導のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

2条で、所掌事務というのがあります。ここは法第77条第1項の各号に掲げるものの事務を処理するというだけで、中身についてはちょっと分からないのですが、その中身はどのようなものを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課中岡班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

お答えいたします。

所掌事務につきましては4つ掲げられております。1つは、特定教育保育施設、これは認定子ども園、幼稚園、保育所になりますが、これらの利用定員の設定。2番目は特定地域型保育事業、これにつきましては小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の

利用者の定員の設定となっております。

3つ目は、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定。4番目が支援事業計画策定後の推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議することとなっております。

この4つです。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今、上げて頂いた中で、今後支援事業計画を作るということですが、その中に今、鞍手町ではないものもあります。認定子ども園とか、小規模だとか、そういったものについて、今後のことにはなるでしょうが、この支援事業計画の中ではどのように取り扱っていくのかということが1つと、特定地域型保育事業は、認可基準については市町村が定めるということになっています。条例等を整備しなくてはいけないようになるのではないかとこのように思うのですが、その辺についてもお尋ねします。

○議長 川野 高實君

福祉人権課中岡班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

第1点目につきましては、今後設置します子ども・子育て会議の中でいろいろな条件等を検討して頂いて、そして実施していくこととなります。

2番目の問いにつきましては、特定地域型保育事業。これは小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が該当いたしますが、これの条件につきましては、市町村で定めるというふうになってはいますが、この地域型保育事業の4つにつきましては、小規模保育、これが、利用定員が6人以上、19人以下。次に、家庭的保育は利用定員が5人以下、居宅訪問型保育は、ベビーシッターのように家庭に訪問して保育を行う。事業所内保育、主に従業員の外、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。こういうふうな4つのものに分かれております。

この4つにつきましては、子ども・子育て会議。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

只今ご質問があります特定地域型保育、こういったものについても、子ども・子育て会議の中で地域の実状に合った、意見とか、そういったものが出てくると思います。それに基づいて施策をどうしていくかということになるとと思いますので、基本的には子ども・子育て会議からそういった意見を聴取していくということになってこようかと思います。

ですから、実態として、これが必要かどうかというところまでは、現状では確認出来ておりません。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

保育所にしてもそうですし、認定子ども園にしてもそうですし、幼稚園にしてもそうなのですが、これは全て都道府県が認可をするようになっているのです。ただ、今言いましたような地域型、要するに特別地域型保育事業については、今言われるような小規模なものだとか、家庭的なものだとか、そういうものについては、認可は市町村がするようになっているようです。ですから市町村が、例えば、室内の面積だとか、遊技場の面積だとか、建物の防火基準だとか、そういったものの基準を市町村が定めないといけないのです。認可を市町村がするようになっていますので。そういうことになれば、当然条例の整備が必要になるのではないかなということでお尋ねをしました。

いつ認可を求めてくるかは分かりませんので、早急に整備する必要があるのではないかなということでお尋ねをしたわけです。その点について、もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

もし条例が必要とあれば、もう一度内部の方で精査させて頂きまして、必要とあらばその条例の作成に取り組みたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第65号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第65号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第66号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第67号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これまで外国出張の例があったのかどうか、これは初めて条例化することなので、それをまず教えて頂きたいのと、もしあるのであれば、どういう基準で手当とかを出していたのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

これまで海外に職員を派遣したというのは、職員海外研修という形で派遣した例はありません。その場合は、その海外研修を主催した市町村職員研修所に負担金として経費をお支払いしたという形ですので、研修以外の業務で海外に職員を出張させたという例は、これまでにありません。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

これは、今度のFB事業と関連したものだとは思いますが、あとの予算で絡んでくるとは思いますが、予定としてどういう派遣の仕方というか、年に何回だとか、何人だとかということを考えているのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

後ほど予算の方でもご審議頂くこととなりますが、今回の派遣の予算につきましては、あくまでも、このシンガポール事務所の開設に伴う出席のための、参加のための予算となっております。

シンガポールの開所式の後、引き続き商談会等も開催されますので、そちらの方にも出席する予定です。

今後の渡航の予定ということになりますが、今具体的に年何回というのは決まっておられません。商談会等の開催に伴いまして、職員の派遣が必要な場合につきましては、随時派遣を行っていきたいというふうに考えております。

商談会につきましても、その開催される規模等によりますので、その都度、その開催の商談会の規模等によりまして、人数は決めていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この18条で、特別の事情により、または当該出張の性質上、困難である場合には町長に協議して、定める旅費を支給することが出来るというふうにあります。これは具体的にはどういうことを指しているのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

鞍手町が単独で出張するという場合ですと、飛行機とか、泊まるところとかも、かなり選択肢があるわけですが、主催者の側からこの飛行機を使って来て下さい。ここに宿泊して下さいというような指定がある場合に、他の団体と一緒に行動することとなるので、通常の費用よりも多く掛かったりとか、そういったケースを想定しています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第68号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の13頁をお開き下さい。

2款 総務費について、13頁から14頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、14頁から16頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

15頁の、先程の子ども・子育て会議なのですが、これは年に何回開催しようとしているのか、そして計画を立てないといけないのですが、それは今年度で立ててしまう予定なのかどうかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

福祉人権課中岡班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

お答えいたします。

会議の回数につきましては、今年度2回。それから事業計画の策定期間につきましては、国の指導で来年の夏場までに策定するように指導が 있습니다。

そのため、来年度は3回の会議を開催しまして、策定まで至ることと考えています。

以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回予算も、計画を立てるだけで予算が伴ってきますので、国がどれだけ財政支援をするかということもあると思いますけれども、計画も予算に伴っての最低、もしくは、もっと良い計画を立ててやって行こうというふうに決めて行くのでしょうか。今年度2回、来年度3回で夏までということですが、まだ消費税が上がるとは決まっていませんけれども、この3回で大丈夫なのですか。

それと合わせて、システム改修業務委託料というのがありますけれども、これも、これに絡んだ分なののでしょうか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課中岡班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

お答えいたします。

来年度3回を見込んでおりますが、これにつきましては、一応3回を予定しておりますが、また会議の状況等によりまして回数の変更もあろうかと思っております。

次の質問ですが、システムの構築費用につきましては、580万1千円を計上しておりますが、これにつきましては、今後、次世代育成支援事業を推進していくために、国との情報のやり取り、また、いろいろな事務処理等を設定しまして、そして国からの情報等を早期にやり取り出来るような、そういうシステムを導入する。これは国の指導で全額、県の子ども応援基金から補助されることとなっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から 8款 土木費について、16頁から19頁まで質疑はありませんか。

原 哲也君。

○6番 原 哲也君

17頁の水田農業経営力強化事業、それから農業基盤整備促進事業とありますが、それについて説明をお願いします。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

まず、水田農業経営力強化事業について説明いたします。

本町では、平成24年度より、この水田農業経営力強化事業の内、農業経営基盤強化対策の経営基盤強化交付金事業に取り組んでいます。事業年度は3ヵ年となっています。

当初予算では、平成24年度に2名の申請者がありましたので、引き続き事業を展開することとしまして、当初予算を計上していました。

今回、1名の認定農業者が事業に取り組むことになりましたので増額補正をしています。

事業の目的は、自らの発想により、規模拡大や低コスト化の推進、複合化や多角化等の経営に取り組み、農業基盤を強化するための必要な経費を交付金として交付するものです。

交付金は、1年目が150万円、2年目が50万円、3年目が50万円、計250万円でございます。

事業の申請が出来る農業者は、3年以内に農業生産法人になること。認定農業者であること。平成25年3月末、自作地及び通年作地を合わせた水田面積が10ヘクタール以上であるということでございます。

今回、1名の認定農業者の申請がありましたので、150万円の補正を行っています。

続きまして、農業経営基盤整備促進事業について説明いたします。

事業の目的は、生産基盤の整備レベルや事業規模等、地域の実状に応じた農地の大区画化、汎用化や、畑地かんがい施設の整備等の農地、農業水利施設の整備を資することとございます。

今回、木月営農組合が、麦、大豆作付け拡大のため、地区内の排水不良水田に、暗渠排水を施工することとして事業に取り組むこととなりました。

事業規模につきましては、農家数20名、受益面積21.7ヘクタール、補助単価は10アール当たり15万円以内、これは定額補助でございます。総事業費3,255万でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

原 哲也君。

○6番 原 哲也君

今の説明の中で、農家の方というのは若い方ですか。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

40になったばかりだと思います。

○議長 川野 高實君

栗田幸則君。

○13番 栗田 幸則君

18頁の土木費、道路橋梁費の中の急傾斜地崩壊対策の分は、予算が削られて、工事費もなしということになっていますけれど、これは隔年でしている分で、今年はするという予定でしたが、どうしてでしょうか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

小部良地区の急傾斜地につきましては、平成25年度の工事として、当初予算で1,575万円を付けて頂いておりましたけれど、県の補助金が昨年度の県南部の災害復旧費に充てられまして、急傾斜地の事業費が削減されました。

町が要望していた額の40%弱しか付かないことから、この額では仮設工事程度しか施工出来ないため、地元関係者に事情を説明しましたところ、やむを得ないということで、今年度の事業は断念し、事業全ての予算を減額しています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

栗田幸則君。

○13番 栗田 幸則君

今の答弁の中で、関係者の方に説明をしたということなのですが、関係者の方は納得されましたでしょうか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

やむを得ないということで納得して頂きました。但し、来年度はぜひお願いしますということでした。以上でございます。

○議長 川野 高實君

栗田幸則君。

○13番 栗田 幸則君

来年度はもう工事に掛かると。私、立林の4月の総会の折に、今年度は隔年事業でやって

いる急傾斜地の崩壊対策は、本年度はありますよと言っていたのです。補正予算を見たら0になっているからなぜかなという思いでした。

そうしたら、一応関係者には連絡してあると。そして来年工事をするというのでいいのですか。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

今年度予定しておりましたけれど、先程申しましたように出来ませんでしたので、来年度は、残り30mぐらいございますが、建設課としましては、30m全部の工事を要望したいとは考えております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

17頁、商工振興費の関係です。まず委託料の関係ですが、これはたぶんFB良品、町の特産品を販売する自治体運用型のネットワーク販売の構築の関係だと思っております。このシステムを利用して新しい事業を展開するというのは、先日全員懇談会等々で説明を受けましたけれども、この事業を展開するに当たって懸念されるのは、システム運用時に出品すべき物がないというようなこと、または、季節によって出品する商品がないというようなことが非常に懸念されますが、その辺はどのように運用されていくおつもりなのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今、質問議員がおっしゃるように、季節によっては商品の増減はあるかとは思いますが、加工品等も一応商品として候補に掲げておりますので、商品が出ないということはないというふうに考えております。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

その次に、物産展出展委託料というのがあるのですが、これがおそらく月々の運用費等に関する費用ではないかと思うのですが、この費用の中には、取り扱い商品の追加、修正、削除等々の、そういうものの全てがシステムの、そういう運用的な費用が全て盛り込まれているのかどうか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この予算書の中で、まずご質問頂いています物産展出展委託料と。この予算につきましては、来年の1月に開催されます、町一村一2014という展示物の出品委託料というふうになっております。

今、ご質問のありましたF B良品の関係の出品に伴います追加とか、削除、変更につきましては、この273万円の内の、月々の委託料として月15万7,500円がその費用として、この4ヵ月分が含まれております。その予算の中で変更等は行われるようになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

先日の説明の中では、追加等が10点ほどというような形でのご説明だったのですが、その10点の中に追加、削除、修正が入るのか、それぞれ独立的に追加は10品いいですよ。それとは別に削除や修正等々が行われたとしても、その運用費の中で賄っていけるのか、そこはどうなっているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

一月に追加出来る品物が10品までというふうになっています。これは当然月額15万7,500円の範囲内で行われているというふうになっております。

ですから、追加も削る分についても予算の中で行われるようになっております。月々15万7,500円の中で全て処理がされると。追加も、削除も、変更もこの中で行われる形になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく商工費の、先程田中議員が質問したところですが、田中議員も言われたように、私達は説明を受けました。その後、あどきに商工会とか、農業関係者、またJAに説明をすべきではないかというような話もありましたが、実際にその話をされたのかどうかと、その際に出品を試みようという生産者はどれぐらいいたかと。町として、初年度は計画として、どれぐらいの売り上げを見込んでいるのか。次年度以降の計画はあるのか、ないのかをお尋ねします。

更には、町として直接的な利益はあるのかどうか、要するにF B良品を利用することで、町が直接的な利益があるのか、ないのか。

○議長 川野 高實君

岡崎議員、1問ずつにして。まとめてすると大変ですので。

○12番 岡崎 邦博君

3回しか出来ない可能性があるので。

○議長 川野 高實君

1問につき3回ですから、3つも、4つも言うと言えなくてはいけないから。

○12番 岡崎 邦博君

分かりました。今までのところで答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今回、議案として議会に、この予算を計上させて頂きました。前回は説明しましたように、やはり予算が伴うものについては、予算を計上していない前にご説明するのはということで、議会にご提案させて頂いた後に、商工会長様、農協につきましては支所長さんに、こういう事業については取り組んで行って、今回9月議会で、こういうような議案を提案させて頂いているということは、ご説明させて頂いております。

具体的にどれぐらいの出品者があるのかというのは、今後の協議というふうに考えております。具体的に何店舗あるということは、まだ想定はしておりません。

それと、直接的な利益が町にあるかというご質問ですが、はっきり申しまして直接的には、町に利益というのはございません。間接的には、このF B良品の大きな目的の1つは、地域所得の向上を図ると。こういうシステムを作ることによって、多くの方が特産物等を出品して頂いて、そこで地域所得を向上させると。

それに伴って間接的に税収が伸びてくれればというところを考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

税収が伸びてくれればいいのですが、例えば、武雄市の場合は、5月にかなりの売り上げが上がったということで、40品ほど出店して53万ぐらいの売り上げがあったということは、例えば、それを年間に通してみても600万円から700万円ぐらいなんです。出品が40点ぐらいありますから、1つの生産者が1つとは限りませんが、何点かを出品したとしても、売り上げは数十万か、せいぜい100万前後ではないかなというふうに思うのです。

その方達の事業規模がどれぐらいの事業規模か分かりませんが、果たしてそれが町の税収に跳ね返ってくるかどうかというのは、私自身はなかなか疑問があるところではないかというふうに思っております。

鞍手町も当初10品を出店出来ればいいのですが、なかなかそこも、どうなんかなというところで先程聞いたわけですが、ですから、その辺について、町として計画があるのか、ないのかをお尋ねしましたが、今のお尋ねについて、答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

確かに、直ぐにF Bの特産物が鞍手町に揃うかというところは難しいかも知れません。直ぐには揃わないかも知れません。

今回、このようなシステムを設けることによって、町民の方々、商店の方々が特産物を開発して頂きたいと、そして鞍手町の活性化に繋げて頂きたいということも、大きな目的の1つですので、そのように考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これに加盟している自治体数も、全国1, 800近くある自治体の僅か、今度加わっても20数自治体になるわけです。福岡県でも大刀洗に次いでということ、先駆的な役割をするという意味では、意義があることではあるのですが、実際に税金を使ってする事業ですので、本当に費用対効果を考えた場合に、これが果たして町民の利益になるのかどうかと、1品について1事業者ずつが出店したとしても10件ですね。

そういった意味からも、私は果たしてどうなのかなというふうに疑問に思うところがありますが、この点については如何ですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員のおっしゃることは本当によく分かっています。

実は、私がこれに対しても、企業ですから企てになるのでしょうかけれど、目論見といたしましては、1つは、農作物の販売とか、そういった物だけでなく、技術、例えば金型の技術とか、ソフトバンクホークスのハートの中に人に入って頂いて、上空から撮影したのですが、そういったラジコンヘリみたいなもので上空から撮影が出来るのです。そういった技術、そういったいろいろな技術、それとか自動車関係の部品関係とかあらゆるもの。

私はあくまで町がこの下地をしっかりと作って、そしていろいろな、例えば自分の書いた書道、この書道画を販売したいとか。

例えば絵の上手な方で、この絵は素晴らしいと海外が判断すれば、これもまた売れるでしょうし、私はそういった町民全ての、農家だけでなく、あらゆる分野、あらゆる町民の皆さん方が、こういったことに目を向けて頂いて販路を拡大して行くというふうに、その、行政は下準備とお手伝いをしたいという、そのように考えております。よろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

別の質問に移ります。先程、追加のときの話がありました。次の月も10品追加出来る

というようなことですが、10品までは月15万円と、追加が11、12、13と追加になれば、1品につき1万円余分に掛かるというようなことなのかどうか。そうやって月々の経費が15万円じゃなくて、余分に掛かるようになるのかどうかと。

例えば、三島市が出しているのですが、これは8月より開始したと。その中で出品を希望されている事業者様へということで、売り上げから、カード決済の場合、手数料が3.5%引かれたり、販売手数料が5%引かれたり、情報処理料が1件20円引かれたり、また振込手数料が引かれたりというようなことが、出品者にそういったものを引いて出品者に入金されるというふうになっているのですが、前の説明会ではそういった具体的な話がなかったのですが、例えば、出品者の人が千円の物を売った場合、売り上げとして、今度は事業者に入金があるのは、幾ら実際に入ってくるのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、出品数が10品以上になったからといって、サイトの運営の負担が増えるということとはございません。

出品の追加は、あくまでも月10品までですので、全体が10品ではなくて、1月の追加が10品までという形になりますので、サイトではどんどん増えていく形になると思います。

それから、千円に対して、実際にどれだけの収入があるかということですが、すみません、その試算は行っておりませんので、今、具体的に数字は申し上げられません。

ただ、前回の説明会でも申しましたように、10万円を超えた場合については、手数料が発生するというふうになっておると聞いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは、町として20品になっても、30品になっても月々の経費は変わらないということですよね。

先程言いましたように、そういった金額については、この三島の出品をされる方ということに、事業者様へというところでは、全くそういった金額がないのです。

初期費用は無料ですということで、大手インターネットショッピングサイトの場合、システム利用料等の初期費用が掛かりますが、ジャパンSGの場合は無料ですと。

カード決済の場合は売り上げからカード決済手数料が3.5%、販売手数料が5%、情報処理料が1件20円、振込手数料が引かれた金額が出品者に入金されますと。代引きの場合は、代引き手数料、販売手数料が5%、振込手数料が引かれた金額が出品者へ入金されますというようなことしか書いていないのです。

実際問題、出品しようとする方は、実際千円の物を売って、千円返ってくるならそれが一

番、売り上げとして上がってくるならいいのですが、おそらく、そういうシステムはないでしょうから、何某かの経費は引かれてくると思うのです。

そういったものもはっきりした上で、出品者の方はどうしようかというふうに思うわけで、ここでも、そういった説明はして頂きたいと思うのですが。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

基本論からしますと、岡崎議員、私が先だって武雄に、総務課の課長と企画財政課の課長と、後何人か連れて行ったのですが、その場で私はこれをやると決めた経緯は、実は、要は武雄市さんがいくつかの町と市で取り組みをされていると。現に、実際にやられているのです。ノウハウをお持ちなんです。

本来これが民間企業の場合、ノウハウを持ったところと手を組む場合には、おそらくフランチャイズ料みたいな、そこでロイヤリティーを払って下さいというのが、これは一般企業から言うと当たり前の話なんです。

ところが、これが幸いなことに全部が自治体ですから、鞍手町さん、フランチャイズ料なんか入りませんよということを武雄市長がおっしゃいました。

それと、今、岡崎議員が言われたミニマム、小さい単位で考えると、なかなか千円で、例えば手数料が500円掛かったら何のためにしているのかというようなことになるかと思えます。最初は、商売というのは、やはり投下資本において、徐々に徐々に、利益を増して行くのが、これは商売の基本なんですね。

どんな商売にしても、例えばお店を構えるにしても数千万円お金が掛かります。そして、それに対して毎年減価償却なり、いろいろなことをやって行って、そして利益を出して行くというのが、これが商売の考え方です。

ところが、今回の場合は、まずフランチャイズ料が全くいらぬ。ロイヤリティーがいらぬ。あくまで掛かった費用だけの負担でかまいませんと、それとこれがもっと、どんどん自治体が増えたりとか、販売規模がどんどん大きくなって行けば、経費が段々逆に下がって来ると。どんどん、どんどん売り上げが上がってくれば、自ずと経費というのは、いろいろな部分において、段々、段々下がってくるのです。それを見込んで、私は将来、各いろいろな自治体、うちもひっくるめてですが、売り上げがどんどん上がってくることによって、おそらく経費が下がってきて、全体のバランスシートの、損益が上がってくると、私はそのように踏んだから、これはやるぞと決めたのです。

今、現在、岡崎議員がおっしゃっているように、千円に対して、その何パーセント、何パーセントと言われると、おそらくそれは千円勘定だけで考えれば、おそらく利益はそんなにはないと思えます。これをスケールメリットで、今から本当にどんどん大きくして行けば、私は必ず、あのときやってよかったというような時が来ると信じて、執り行っておっております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今、私が言った三島の例ですが、これは千円であろうが、10万円であろうが、100万円であろうが、1件当たりに対してのコストということになりますから、出品する事業者に対してコストは変わらないと私は思うのです。

ただ、企業というか、ここは何たらホールディングスというところがあるわけですから、そこに利益が上がれば、今年度2013年以前は、総利益の3分の1は武雄が貰うというようなことを樋渡市長は言っていたそうですが、2013年からはそうではないと。全て何たらホールディングに入っているところで還元するというようなことを言われているというふうには出ていました。

掛かる経費については変わらないわけですから、出店者についてのコストですから、そのコストに見合うだけの売り上げが上がるかどうか、利益が上がるかどうかを出品者の方は考えて出品することになるだろうというふうに思います。

それは、先程1番に聞いたように、当初どういうふうになるかというのを、私は危惧しているところです。

これについての質問は終わって、同じ款のところでもいいですか。

その下の西区用地の造成についてです。ここは337万7千円上がっていますが、この中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この繰出金につきましては、議案第72号の中山西区用地造成事業特別会計の方で、今回鞍手町企業用地売却等促進事業に対する委託料として取り組みますので、この委託料としてこの予算を計上しております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

あその土地は、先日の一般質問の中でも、大した広い土地じゃないではないかというような話もありました。

337万を掛けて売却しようとしているわけですが、外の自治体を見ても、こういう経費を掛けて売却を促進しようという自治体は、あまり、私は聞いたことがないのです。

このFB良品のことで武雄市の利益等を聞いてみても、武雄市の場合も市長を本部長とした対策本部を作って、遊休市有地については売却をしようというふうなことをしているようです。

そこは5～6千坪だったと思いますが、その用地を売却するために、これだけの予算を掛ける必要があるのかどうかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この予算につきましては、委託料というふうになっております。ただ、この委託料につきましては、この売買契約が成立した場合のみ支払われる予算というふうになっております。この委託先としまして、宅地建物取引業を営まれる金融機関、不動産会社等が、この西区用地について、企業にこの西区用地を紹介して頂いて、そしてその企業さんとの間で交渉を行って、最終的に契約の手続きまでを行って、成功した場合のみ、その契約金額に対して2%を委託料という形でお支払いするという予算ですので、逆に、これは委託契約を結んでも、要は土地の売買の契約に至らなければ、支払われないというような予算というふうになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

金額の2%を委託契約のときに払うということですが、ここに予算が上がっている分が、これが2%に当たるということは、総額でいくらと逆算すれば計算出来るのですが、いくらで売りたいというのが、逆に言うと、あそこの土地はいくらで売りたいというのは計算出来ることになるのですが、それこそ、そこまでお金を掛けて、費用を掛けて売り急ぐ必要があるのか、むしろ、これは行政が努力すべきことではないかなというふうに思うのですが、最後に町長の答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃる気持ちは良く分かります。実は幅広く、1つは早く企業さんに来て頂きたいというのがありまして、売却するに当たりまして不動産屋さん、例えばAという不動産屋さんが企業を連れてきて、売却が決まりましたら、当然不動産屋にその2%何某の手数料が入ります。

そうなりますとやはり、仲介業者さんでも収入があると思えばそれなりに、一生懸命になって企業さんを見つけてくれるという、そういったところを狙ってこういう予算を上げさせて頂きました。

実は、今日も午前中運送会社の方がお見え頂いて、あそこの半分の2、500坪をとという話が今日来ておりました。もの凄く感触のいい話になりつつあると思います。

そういう形で、出来れば早急にあそこに企業さんに来て頂いて、減免が終わった後、税収

を上げたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

お尋ねいたします。

只今の17頁の中山西区の用地の関連ですが、先般このことで、どうして処分するかというところで、最初の方は近隣の団地等を勘案しながら、相談しながら処分していきたいという答弁だったのです。

今は違うのです。不動産会社に委託して処分すると、全然話が。当初からああいう話をしたらいけないと思いますが、あの規模で、私が最初にあの団地を作るときは、当然企業と繋がりが、連携があって、折角農地を潰して出来あがったら、何か昔からあった工業団地を処分するみたいな形で。自分のところで造成して、自分のところで作ったものを近隣の用地を調査しながら、研究しながら、全然違うことです。

そして、今言われているのを聞きますと不動産会社にと、なにか一貫性がないし、なにか金がないと言いながら造成して、そこまでは良かったのですが、多分良い企業が指名して、当然くるのではないかなと思っていただけども、新たに処分も不動産屋に頼んでとかは、なにか流れに一貫性がないと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この西区用地の売買につきましては、近隣のという、今、ご質問が出ました。

前回のご質問の時に、この近隣のというのは、あくまでも近隣の売買単価を参考にしながら、その価格については協議していくというふうな趣旨で答弁が行われたと思います。

今回、委託するに当たって、全く行政がしないというわけではございません。これは町として、担当課としても、これは県の企業立地課等と積極的に、当然誘致については話を進めて行きますが、情報の収集の範囲を、こういう民間活力を導入して広げていくという考えの下予算の計上でございますので、町として全くこれを、委託料を計上したからといって、誘致を担当課としてしないというわけではございません。以上です。

○議長 川野 高實君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

今話を聞くと、造成のときから計画がなかったと。私は西区の用地は農地を潰してまで造成するには、なにか根拠があったのだろうと、大賛成だったのです。

ところが出来上がって、処分については不動産屋と、そんなことはちょっと違うのではないかなという感じを持っております。

前町長の時代ですからここは何とも言えないけど、期待しておったのです。折角ああいう

形で土地はそういう、資材は浚渫土を持って来て、あそこを埋め立ててということで、経費も安くなったのだらうけれど、その時にしっかり、なにか出来上がった暁には、それなりの企業は張り付いてくるのだらうと。

単価も町独自で決めればいいわけです。元々ただみたいな土地ですからね。優秀な企業が来れば、そういう形で譲渡してもいいと思います。近隣とかなんとかというが、工業団地をひっばってくると、そういうことを言われたのです。それでなにか違うことを言っているなと思いましたけれども、まあ、それはそれで良いとして、なにか面積も先程から小さいし、それに限られた企業が。

するならばっきり、そこら辺りを独自でもやって、こうしたいというような形を持って頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

あそこの造成に至りましては、私が就任しましたときには、ほぼ造成も終わりかけていたころだったと思います。あそこの工業団地を作るという5千坪をしたという経緯は、正直いまして私は詳しくは存じ上げておりませんが、ただ、今、久保田議員がおっしゃったように、㎡当たり9,600円で、坪に直して3万1千円ちょっとですか、という表示をしておりますけれども、今、議員がおっしゃいましたように、私は40%引きぐらいでも、町としては十分採算が合うと踏んでおりますので、なるべくそういう形で、良い相手先であれば、そういう形も取りたいなど、そのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

別のところでいいでしょうか。

日本国地方政府連絡協議会、17頁にあります。これは先程もありましたように、シンガポールの開設の費用だと思います。

この間の説明会の中で、目的、業務内容として特産品の海外販路の改革というふうなのが上がっていますけれども、鞍手町として、まず、どういった物を想定して、特産品として販路の開拓をしようというふうに考えているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今の段階では、やはり町で取れる農産物、それから町のその他特産品と思われるもの、可能性のある物は持って行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いつ開設されるのか分かりませんが、農産物が中心ということであれば、季節によっては、先程もありましたように、何もないというようなこともあります。

特に、これも月々の経費が12万円ほど掛かるわけで、本当にこの駐在所の開設時に、鞍手町が最初から係わる必要があるのかどうか、これについても明確な、住民に対する説明が出来ないと、これも税金を使うわけですから、出来ないと私はまずいと思うのですが、その辺は町長にお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは、先程も申しましたように、商売というのは、リスクというのは必ず付きものです。これは行政でも、今までの町長さんがずっといろいろなことをされておりましたが、それが全ての事業が成功したのかというと、決してそうではありません。民間の商売でもそうあります。

だけど、私はあくまで、商売をやるときにどれだけのリスクがあるのかと。これに対して将来のいろいろな発展的な販路とか、いろいろな発展的なものがどれだけ経済効果があるのかと、それをやはり天秤に掛けるのです。そうした場合に、今回のこの事業におきましては、私はリスクはもの凄く低いと、そのように判断したのです。ですから、これをやるように決定いたしました。

シンガポールに云々という話は、私は当初から一緒に、出発時点から仲間入りさせて頂いて、そしてうちの鞍手町が軌道に乗るにしても、半年、1年で軌道乗るかどうかが、ここでお約束は出来ません。ですけど、どんな商売でも、やはり最初の1年目は苦しい、2年目に少し分かってきて、3年目からやっと利益が出だしたというのが一般企業なんです。

ですから、私はこの行政に至りましても、FB良品にいたしましても、おそらく私は、最初はきつい、立ち上がりは大変だろうと思っております。ですが、これを何とか、しっかりとやっていけば、これはおもしろいツールになるのではないかと思っております。

武雄市の樋渡市長とお話を直接させてもらったのですが、樋渡市長曰く、最初は固定経費などがちょっと掛かるかも知れませんが、ちょっと負担が大きいかも知れませんが、ただ、徳島町長これはね、みんなで一生懸命やって、大きくなれば必ず各町・市の負担が減ってきますよということも話してありました。

それは私も商売をやっていますので、その辺のところは、樋渡市長の気持ちと全く一緒であります。これが本当に大きくなると、段々経費も小さくなっていくと思っております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

自治体の運営は商売をしているわけではなく、町民の皆さんから税金を預かっているわけなんです。まあ、1商店の店主の方が自分の店の将来をかけて、これはおもしろいということで、いろいろな事業に取り組むのはかまいませんけれども、私達は税金を運用して運営をしているわけです。町民の皆さんから預かった税金を使っているわけで、ちょっとおもしろそうだなというようなことで使ってもらっても、ちょっと困るのです。

実際に、じゃあどういう計画があるかということでお尋ねしても、はっきりした計画はない。じゃあどういう物を特産品として売り出すというふうに考えているかというふうにお尋ねしても、これもはっきりしない。

要は、ただ参加することだけがはっきりしていて、どういう物をどういうふうに、どれぐらいの時間を掛けて、これを発展させていこうというのは、今のところ全く見えてないわけです。

初期投資として投下資本がいるというように言われますけれども、はっきり、何にもない中で、金だけは出すよと言っているのと同じだと思うのです。むしろ、もう少し町として、そういった参加者はこういう人達が参加しますと。こういう物を特産品として売り出して行きたいと。

1年目はこれぐらいだけれども、2年目、3年目については、出品点数もこれぐらいまで増やしたいということで、売り上げはこれぐらい上がるというような計画があって初めて、私は参加出来るのではないかなというふうに思っております。

そういう私の考えについて、それはおかしいと言われるのであればそれも構いませんが、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず1点は、私が個人的にこの商売として、おもしろいからやるなんて、そんな気持ちは更々ございません。私は、今町長でございますので、当然税金を投入して、皆さん方の血税を投入して行っておりますので、そんな悠長な、変な考えは持っていません。まず冒頭に申し上げたいと思います。

もう1点は、これはあくまで行政がツールとして準備をすると、要は、この鞍手町を今から発展させるためには、町民一人ひとり、やる気のある一人ひとりが一生懸命何か創造を持って、これをやろう、これを売ろうという思いがないと発展しませんよ。

私がここで行政の、ここにおける課長や、我々の三役だけでこれを売るとか、これはどうかという話ではないのです。私は、町一体となって商売をされている方、工業をされている方、いろいろな方、自分で手作りで、室木の宮田超えの饅頭、あれを食べたら本当に美味しいのです。ああいった饅頭なんかでも、鞍手の特産の饅頭になるのではないかと。そういった物を町民の皆さん方が、自らこの町を発展せんがための資材を考え出して頂きたい、そういう思

いも込めて、あくまで行政はそれを下支えと、道筋を作るという思いでやっております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

引き続きFB良品の話なんですけど、町長の考えは分かるのですが、先程、課長の答弁で、この間の懇談会のときもそうだったのですが、まず、この予算を通して、その後に話に行きますということ自体が、順番が間違っているのではないかという意見が、議員の中にも多数あるわけですよ。

何にも知らない中で、ただ鞍手の特産品を、町がイメージしたのはぶどうがまず第一にくるわけですよ。だけど本当にそのぶどうを出す農家がおられるのかというのが分からないまま、そのぶどうをつくっている農家の方でさえ話を聞いていないということであれば、こっちにはぶどうのイメージ、鞍手イコールぶどうというイメージがありますけれども、それがFB良品で販売出来るのかどうか、これも分からない。

ここを少しでも、ある程度の町民からの意見、農業者、商業者、工業者の方の意見が、こういうのをやったらいいのになあとか、そういう意見があるとか、声を聴いているとかということがあれば、これは裏付けとしてこの予算が出てくると思うのです。

付けました、後から、これをやって下さい。どんどん儲けて下さいというのは、ちょっとまた違うのではないだろうかというふうに思うわけで、その辺の意見を聴取していないというのが問題だろうというふうに思うわけで、もししているのでしたら教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

この事業に対して予算を通して頂いて、今後出品者については十分説明させて頂くということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

宇田川議員、これは、実は議会の皆さん方を飛び越えて、あまり下話というのですか、いろいろなところに参加の同意等を取るといのはいかがなものかということも、ちょっと躊躇した面がございます、一応下話というのは、私個人的にはいろいろなところには、担当課もやっているかと思いますが、この予算が通りましたら、正式に、出品者に申し出たいなとそうように思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

議会を飛び越えてというのは、飛び越えていい部分もあると思いますよ。飛び越えるわけではないのです、下話でこういうのがあったらいいのになあという意見があったからこうやりますとか。

給与を下げるにも、下話として職員組合と話して、それから決めるわけではないですか。それと同じだと思うのです。

だから、ある程度、大きな声というか、たくさんの要望があれば、そういう意向に従って予算を付けると。今後、そのやり方として、議会を飛び越えるという意味ではないと思いますよ、今回の分は。

逆に声を聞かせてもらって、その要望に応じて、こういうのを使ってしたらどうですか、じゃあやりましょうというのが、一人でも、二人でもおれば、そこから広げていくということをするにはいいのではないですか。

最初から議会だけ見据えて、他の方の要望を全然聞いていないというのはちょっとおかしいと思うので、今後、今から正式に説明するといっても、農業者、工業者、商工会等々いろいろありますが、個人も含めて、どういうふうにイメージアップというか、これを広げて行こうとされるのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

今ご質問議員が言われますように、新しい事業に取り組む場合によっては、ケースバイケース、事前にそういうニーズを把握しながら取り組んでいきたいと思っております。

今後のF B良品の出品については、こういう制度を設けましたという公募も行いながら、その商品の出品の選定等を行っていききたいというふうに思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

18頁、土木費 道路橋梁費 修繕料に関して、その内容を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

現在、当初予算で修繕費としましては、道路灯の電球の取り替えや、道路の側溝等の修繕工事を3件行っております。

これとは別に、新しく区の方から要望が出ております。それと町道においても舗装が傷んできたりしているところもございますので、緊急道路舗装補修費として今回50万円の増額補正をお願いしております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

同項の下の段、調査測量委託料とありますが、これは数年続いている橋梁等の調査委託関係なのかどうかを教えてください。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

今回お願いしておりますのは、新中学校の通学路となる町道の測量及び設計と、建物等の調査費として増額補正をお願いしております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、19頁から20頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

20頁の文化財保護費に、遺跡緊急発掘調査作業の賃金として15万1千円が上がっています。この場所はどこですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

鞍手インターチェンジ周辺の開発を予定している場所でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

インター周辺ということだと、ソフトバンクの2軍の誘致の場所がインター周辺ということで、ひょっとしたらここのところかなというふうに想像が付くのですが、この間の臨時会の中でも、私は反対の立場から討論させて頂きましたが、あの時に田んぼや山林、墓地というような、現況では難しいというところから反対したのですが、実は遺跡までありそうだなというようなことであれば、なかなかソフトバンクの誘致は難しいと思うのです。

実際問題ここは遺跡がありそうかどうかというのは、ある程度試掘等をされているのですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

いま試掘ということが出ましたが、今回の補正予算には、その試掘費も含めて計上させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それこそ今日は来てみて、ポスターがいっぱい貼って、全力を尽くして、是非とも来て欲しいのですが、なかなかちょっと難しいかなというふうには思うのですが、試掘費を出そうとするなにかがあったということなのですか。試掘を試みようというなにかがあったからされるのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これはあくまで、あそこに文化財があるのではなかろうかということ学芸員の方から聞き、ありそうだという目星を付けて、これも一応試掘の予算付けでございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ありそうなのか、あるわけですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

これは町長も言いましたが、学芸員の方が、皆さんご存じのとおり、付近の旧専門学校、今度新しい学校が建つところに遺跡が、過去に実際発掘されました。そういうことから、周辺ということで、関連して遺跡がひょっとしたらある可能性があるというようなことを申し上げておりました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

9頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

9頁から12頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

9頁の国庫支出金で、子育て支援交付金が125万3千円マイナスになっています。この理由を説明して下さい。

○議長 川野 高實君

福祉人権課中岡班長。

○児童人権班長 中岡 博幸君

お答えいたします。

これにつきましては、次世代育成支援対策交付金対象事業は、平成24年度までは国庫補助金、子育て支援交付金として交付されていましたが、平成25年度からは県補助金、子育て応援基金への移行がなされておりますので、組み替えを行ったものであります。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

栗田幸則君。

○13番 栗田 幸則君

11頁の20款 雑入 賠償保険金として入っていますけれど、これはどういうものでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この2,860万5千円は、2月23日に罹災しました室木小学校の公有財産建物共済の共済金として給付された額であります。火災保険の保険料が下りたということでございます。

工事とか、清掃等に掛かりました請負費の全額が出ております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第69号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第69号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第70号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第70号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第71号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第71号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第72号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の一般会計の補正でもお尋ねしました。その中で成功報酬というような形で、分譲が決まった際に2%の契約手数料というようなことで支払うということでしたが、ここに業務

を委託する方は、特定の1社か、そういう方にその業務を委託するのかどうかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この業務を委託する相手としましては、宅地建物取引業を営む金融機関、不動産会社、建設会社等を想定しています。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ということは、特定の業者じゃなくて広く、そういった免許を持っている方達全てに対して行うということで、確認ですが、いいですか。

○企画財政課長 三戸 公則君

はい。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

誘致はいいのですが、新中学が出来れば、あそこはおそらく通学路になってくると思いますが。ならないですか。

しかし弥生団地だとか、西区、北区、あの辺、結構子ども達はいるんですよ。通学路にならなくても近所に住宅がたくさんあるわけで、あそこは歩道も広いですから、歩いている方もたくさんおられるわけです。

企業誘致する場合に、運送会社でもいいのですが、やはりその交通安全というか、そこを気を付けて頂きたいし、特に、今、土砂を運んだりして道路が汚れたりとかがありますが、出来るだけそういうことがないように、企業もこちらの方で、ある程度線引きというか、網を掛けるとか、そういうところもしないといけないのではないかと、企業ならどこでもいいですよというような状況では、ちょっとまずいと思うので、その辺はどういうふう考えているかを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

最終的にこれは業務委託という形で、いろいろこの委託を受けられた業者さんは、ご提案を頂けると思います。

ただ最終的な決定につきましては、鞍手町ですので、鞍手町でご紹介頂いた企業さんにつ

いては、相応しいかどうかを精査しながら判断していくことになると思います。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第72号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第73号 平成24年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第73号は、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のため、ここでしばらく休憩します。

休憩 14時35分

再開 14時49分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会、正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告いたします。

委員長に久保田正之議員、副委員長に原 哲也君議員。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に日程第11 議案第74号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第74号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第12 議案第75号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第75号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第13 議案第76号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

118頁、歳入の方です。特別徴収の保険料、現年度分です。調定に対して収入の方が3万2,550円増えていますが、この説明をお願いします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

この分につきましては、過誤納付があった分がこれに入っていますので、増加した結果となっています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第76号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第76号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第77号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第77号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第78号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第78号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第78号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第16 議案第79号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第79号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第79号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第17 議案第80号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第80号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第80号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第81号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第81号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第81号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第19 議案第82号 平成24年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第82号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第82号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第20 議案第83号 平成24年度鞍手町病院事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第83号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第83号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第21 議案第84号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第84号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日から19日までの8日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日12日から19日までの8日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 15時00分

平成25年鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
平成25年 9月20日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成25年 9月20日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成25年 9月20日 午後1時34分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	13	栗田幸則		1	熊井照明	

職 務	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成25年第7回鞍手町議会定例会議事日程

9月20日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第73号 平成24年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第78号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第80号 平成24年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第82号 平成24年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第74号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第75号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第76号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第77号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第79号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第81号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第83号 平成24年度鞍手町病院事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第84号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第13 議案第65号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第67号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第68号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第71号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第72号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第64号 鞍手町子ども・子育て会議条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第66号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第69号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第70号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 意見書第2号 道州制導入に断固反対する意見書
- 日程第23 閉会中の継続事件

平成25年9月20日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第73号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第73号 平成24年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第73号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第73号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号 平成24年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第2 議案第78号から日程第4 議案第82号までの3件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 78 号 平成 24 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 80 号 平成 24 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 82 号 平成 24 年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9 月 11 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 78 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 80 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 82 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 78 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 80 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 82 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 78 号 平成 24 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 78 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第 80 号 平成 24 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり認定されました。
次に議案第82号 平成24年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第82号は委員長報告のとおり認定されました。
次に進みます。

日程第5 議案第74号から日程第12 議案第84号までの8件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第74号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第75号 平成24年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第76号 平成24年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第77号 平成24年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第79号 平成24年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第81号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第83号 平成24年度鞍手町病院事業会計決算認定。

議案第84号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第74号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第75号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第77号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第79号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第81号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第83号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第84号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第81号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 3 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 4 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 7 4 号 平成 2 4 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 7 4 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第 7 5 号 平成 2 4 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 7 5 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第 7 6 号 平成 2 4 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 7 6 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第 7 7 号 平成 2 4 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 7 7 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第 7 9 号 平成 2 4 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第81号 平成24年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第81号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第83号 平成24年度鞍手町病院事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第84号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第13 議案第65号から日程第17 議案第72号までの5件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第65号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第67号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

議案第68号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)。

議案第71号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第72号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算(第1号)。

本委員会は、9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第65号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 6 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 7 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 7 2 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 6 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 6 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 6 8 号について討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○ 1 2 番 岡崎 邦博君

議案第 6 8 号 平成 2 5 年度鞍手町一般会計補正予算 (第 3 号) について、賛成の立場から討論します。

この補正予算には、新規単独事業として武雄市長が提唱する F B 良品通信販売サービスに町が参加するための初期費用や、月々の運営費用の合計 2 7 3 万円、新たに設立するシンガポール駐在員事務所開設費用に対する町の負担金 9 2 万円が予算計上されています。

私は議案質疑の中で、これらの新規事業に対し 2 5 年度分で 3 6 5 万円、来年度以降も毎年 3 2 4 万円を支出することになるが、それだけの費用対効果があるのか、そもそも通信販売する商品の種類を、常時一定量確保できるかはつきりせず、出品数や売上げの年次計画もない上、シンガポールで紹介する特産品も決まっていない現状で、町民の貴重な税金の使い道に値するかなどの疑問点を指摘しました。

しかしながら農産品を含めた商品の新たな販路の確保につながる可能性もあるので、今後、指摘した課題を解決し、税金の無駄使いにならないよう対処するであろうことを期待して賛成いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第67号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第68号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第71号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第72号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。
次に進みます。

日程第18 議案第64号から日程第21 議案第70号までの4件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第64号 鞍手町子ども・子育て会議条例。

議案第66号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案第69号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第70号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は9月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第64号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第69号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第70号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第64号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第66号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第64号 鞍手町子ども・子育て会議条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第66号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第69号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第70号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第22 意見書第2号を議題とします。

提出者を代表して、6番議員 原哲也君に趣旨説明をお願いします。

○6番 原 哲也君

意見書第2号を提案いたします。

意見書第2号 道州制導入に断固反対する意見書。別紙意見書案を提出する。

平成25年9月20日提出。

提出者 鞍手町議会議員 原哲也。同じく栗田幸則。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条並びに鞍手町議会会議規則（昭和62年鞍手町議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 川野 高實君

お諮りします。

意見書第2号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第2号 道州制導入に断固反対する意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第23 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

これより、継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成25年第7回定例会を閉会します。

閉会 13時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 栗 田 幸 則

議員 熊 井 照 明

平成25年9月20日

鞍手町議会

議長 川野高實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
	陳情第3号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書」の採択に関する陳情
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査